

第 2 回

日本婦人問題會議會議錄

男女平等と社会慣習



昭和52年11月2日

労働省婦人少年局編

第 2 回

日本婦人問題会議会議録

男女平等と社会慣習

は　じ　め　に

労働省では、国際婦人年の目標を達成するため策定された、我が国の「国内行動計画」の趣旨に沿って、個人、団体等における婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促すことを目的として、昨年に引き続き、第2回日本婦人問題会議を開催しました。

会議は、昭和52年11月2日に、「男女平等と社会慣習」をテーマとして、活動事例の発表とフォーラムで構成され、500名を超える方々の御協力を得て、活発な討論と問題提起がなされました。

また当日は、来日中のアメリカ労働省婦人局長、アレクシス・ハーマン女史のごあいさつをいただきました。

ここに会議の概要をまとめ、婦人問題に関心のある方々の参考に供します。

最後に、会議開催にあたり多大な御協力をいただいた講師の先生及び発表者各位に深く感謝の意を表します。

昭和53年2月

労働省婦人少年局

目 次

I 第2回日本婦人問題会議開催要領	1
II 会議の概要	2
◎ あいさつ	3
◎ 活動事例の発表	6
活動事例Ⅰ 八戸地方を中心とする社会慣習の考察	7
福 士 忠 夫 (青 森)	
ii 現代の女性観をささえるもの	14
神戸市婦人団体協議会	
婦人教育史グループ (兵庫)	
iii 熊本の農村に残る社会慣習を追って	19
国際婦人年記念	
熊本婦人協議会 (熊本)	
◎ シンポジウム	25

I 第2回日本婦人問題会議開催要領

- 1 主 題 男女平等と社会慣習
- 2 主 催 労働省
- 3 後 援 日本国際連合協会 日本放送協会 日本新聞協会 日本民間放送連盟 婦人少年協会
- 4 期 日 昭和52年11月2日
- 5 開催場所 東京(サンケイ会館)
- 6 プログラム

総 合 司 会 小 玉 美 意 子

開 会

開会のことば 労働省婦人少年局長 森 山 真 弓
 あ い さ つ 労働大臣 石 田 博 英
 アメリカ労働省婦人局長 アレクシス・ハーマン

活動事例の発表

- (1)八戸地方を中心とする社会慣習の考察 福 士 忠 夫
 (2)現代の女性観をささえるもの

神戸市婦人団体協議会婦人教育史グループ

- (3)熊本 of 農村に残る社会慣習を追って

国際婦人年記念熊本婦人協議会

フ ォ ー ラ ム

「男女平等と社会慣習」

司 会 N H K チーフアナウンサー 後 藤 美 代 子
 講 師 東 京 大 学 助 教 授 松 原 治 郎
 弁 護 士 渡 辺 道 子
 活動事例発表者 福 士 忠 夫
 小 西 宏 子
 福 田 タ マ オ
 インタビュアー 小 玉 美 意 子

閉 会

閉会のことば 労働省婦人少年局婦人課長 柴 田 知 子

Ⅱ 会議の概要

主 催 者 あ い さ つ

労 働 大 臣

石 田 博 英

本日ここに、全国各地から多くの方々に御参加いただき、第2回日本婦人問題会議を開催することができましたことを、主催者として心からうれしく存じます。特に今回は、はるばる米国から新任の労働省婦人局長アレクシス・ハーマン女史をお招きし、この会議に出席していただいております。

さて、わが国では、さきの国際婦人年を機に、婦人はもとより、社会一般に婦人問題に対する関心が大いに高まり、これとともに、この問題に対する理解が深まってきております。このような動きは、日本だけではなく国際的にも共通のもので、婦人の地位の向上について、さまざまな活動が世界各地で行なわれているのは御存じのとおりであります。

政府は、去る2月、「国内行動計画」を策定し、今後10年間の展望に立って、わが国における婦人問題についての目標と課題を明らかにし、これに沿って所要の施策を展開することといたしました。政府が婦人の地位の向上のために総合的な計画をつくり、前進する姿勢を示したことははなはだ画期的なことであり、この計画の趣旨に沿って地方公共団体その他の公的機関、団体、個人が、国際婦人年の目標達成のため、それぞれの分野において自主的な行動を進められるよう期待されています。また、労働省は本年9月設置30年を迎え、婦人の地位の向上をはかることを目的とする婦人少年局にとっても意義深い年であります。

このような時期にあたって、婦人に関する調査、研究、実践等についての活動の発表と意見の交換を通じて、個人、団体等における自発的活動を促すために、この会議を開催することといたしました。本年は、「男女平等と社会慣習」を主題としておりますが、これを男女平等と社会参加を進めるための活動に積極的に取り組むきっかけとされることを望むものであります。

終わりに、この会議の開催について御協力いただきました関係者の方々に心から御礼申し上げて私のごあいさつといたします。

来 賓 あ い さ つ

アメリカ労働省婦人局長

アレクシス・ハーマン

労働大臣並びに多数御来席の婦人の皆様お早うございます。

私、このたび、日本の婦人少年局のお招きで、その創立30周年に御祝意を表するために参りました。本日、アメリカの労働省を代表いたしまして、このような会議に参加する機会を得ましたことを、まことにうれしく存じます。

日本とアメリカは、文化も歴史も大へん違いますが、重要な共通点が一つあります。それは、アメリカにおいても日本においても、国の政府が、働く婦人の地位向上にたいへん熱心であるということ、そしてそれぞれの経済発展に対する婦人の参加を促進しようという意志をもっているということです。

多くの人は、両国とも、婦人の地位向上よりもっと大きな問題をかかえているではないか、たとえばエネルギー危機の問題、食糧の欠乏の問題、水並びに大気の汚染、インフレの問題、そして外交の問題、いろいろあるではないかと申します。しかし現実には、既に婦人の地位に関する関心は、ますます高まっておりますし、そして、いまあげた両国にとってのいろいろな大問題が、女性にとっても男性にとっても問題ではあるが、多くは女性のほうにより重く影響しがちであるというのが実情であります。ですから私は、アメリカの政府にとっても、日本の政府にとっても、あらゆる層の婦人に対し、国家的また地域社会レベルでの諸政策並びに戦略を策定することが非常に重要であると思います。

1973年に、アメリカと日本の政府は、働く女性の地位に関する共同研究をすることを決定し、1975年までかけてこれを実行しました。情報を交換し、相互理解を得ることによって、それぞれの諸問題解決に役に立つと考えたからであります。その結果、両国が同じような問題をかかえ、そしてある意味では、同じような成果もあげ、社会経済的な背景は違いますが、いろいろと似通った点があることが改めてわかりました。

アメリカでは、教育訓練並びに雇用における男女平等ということに、すでにかなり長い間努力してまいりました。しかし、建国以来の歴史はまだ短かいにもかかわらず、アメリカにおいても、やはり男女それぞれ役割は別、という概念がかたまっており、それがもととなって、雇用の面での男女の差別は根深く、なかなか改善は容易ではありません。

ですから私は、何よりもこの社会における心理的な、そして伝統的な態度、つまり、女性はこうあるべきもの、男性はこうあるべきものと、女性のあり方、男性のあり方についてのきまりきった考え方、これこそが、私たちにとって根本的な障害であるということを強調したいと思います。

私は、アメリカのアラバマ州のモビールで少女時代を過ごしました。小さい頃、よく父が言ったもの

です。男の子でも女の子でも、小さい時から一度も聞いたこともないような人間にはなることはできないものだ。この父のことが今も常に私の頭にございます。そして私は、若い人に対して広く道を開き、目を向け、そして刺激と励ましを与えて、若い人たちが何になろうとか、何をしようかと考える時、あらゆる可能性を自分のものとして見てほしいと願っております。そうすることによって、新しい分野が開拓され、新しい地平線が見えてくるのです。そして、新しい地平線を求めるという態度、これは特に女性にとって大事なことであります。それによってはじめて、いままで伝統的に女の仕事とされていた分野でないところへ、新しく進出していく可能性に気づくことができるからです。

また、こういうことを実際に行うためには、私たち女性が、まず自分たちの力を信じなくてはなりません。私どもは、私たちがやればできること、そして成功し得るということを知らなくてはなりません。未開拓の分野の開拓は、だれかにかわってやってもらうものではなくて、自分の力でやらなくてはならないのだということを肝に銘じたいと思います。そのときにこそ、はじめて夢を現実の目標とすることがのできるのであります。

ありがとうございました。

◎ 活 動 事 例 の 発 表

八戸地方を中心とする社会慣習の考察

福 士 忠 夫 (青森)

1 八戸地方における社会慣習の背景

男女平等が阻害されるというのは、男女双方にとりまして不幸であり、人間生活にとりまして損害であります。そこで、教育を通じてそれらを少しずつでも解消したいという動機から、私は今回、八戸地方を中心とした社会慣習というテーマに取り組んだわけでございます。

八戸地方の実態に入ります前に、まず青森県内の文化圏がどのようになっているかという点についてお話し申し上げる必要があるかと思えます。

青森県の文化圏は、主として言語、気質や風土、産物までも、いわゆる日本海側の津軽、もっと詳しく申し上げますと、青森県内の野辺地町より日本海側の陸奥と、南部といって、それより東側の太平洋岸の陸奥とは、異なった面を持っております。〃 やませ 〃——これは東から吹く風のことでありますが——と呼ばれる冷たい空気を含んでおります強風が吹く太平洋側では、雪の害はきわめて少ないものの、幾度かの〃 けかず 〃——これは東北地方のことばで凶作という意味でございます——を乗り越えて生き続けてきたというしんどさが脈打っておりますが、それゆえ、草木が低くこりべを垂れ風をやり過すように、人々は表面はたいへん穏やかであります。

その南部に位置する八戸地方というのは、それだけに人間関係面でも予想以上に閉鎖性が強く、たとえばさまざまな集会がございますが、集会の発言の際には、だんなさん——名誉とか地位あるいは権力、財産のある土地の有力者——が発言することで、他の人々は男女を含めて、発言の必要を感じなくなるというようなことがあり、このような事例は、当地の人脈のあり方や日常の生活を規定しているように思われます。そのために、男女とも平等への進歩を阻害されているのではないかと私は考えております。

当八戸地方は漁業を典型的な産業としている地域であります。それゆえ、現在人口約22万人弱、約5%の漁業従事者——この漁業従事者というのは加工業者も含めてのものでございます——が、政治と経済を実際に掌握し、運営していると考えられます。そこでまず、漁業における社会慣習の問題点を私なりに考察してみました。

2 社会慣習の実態

参考までに八戸市内と八戸市周辺の漁業協同組合——これは大きい漁業協同組合ではなく、沿岸の零細な漁業協同組合のことでございますが——の例をあげますと、どの漁業組合も正組合員と準組合員とで構成されております。そして、準組合員というのは主として女性が多く、といっても実数は少ないのですが、これら女性が水産加工や海藻の養殖に従事しております。念のため県の統計を調べましたが、正組合員、準組合員の数はございますが、男女の数というものは全然載っておりませんでし

た。

従って正組員は男性たる夫であり、その夫が死亡した場合、たいていの場合には息子が正組員となって、妻が正組員となる事例は少なく、その管理運営はすべて男性にまかされていることが明らかとなりました。この問題は直接漁協の方からいろいろ伺って初めて解りました。夫が亡くなった場合の後継者の問題は、各漁業協同組合で理事会の決議に従って、どういう形によるかは個々のケースで違うということでございます。

もう少し詳細に見ますと、A組合というのは、正組員は男子だけということでございます。B組合でも96%が正組員、まあ100%男子ということでございます。それからC組合では55%が正規の組員であり、D組合では50%が正組員であります。これは市内に入るにつれて水産加工に従事する女性、つまり準組員が多くなっているということですが、男性でも、水産加工に従事していれば準組員になっております。これは市内に入るにつれて、水産加工に従事している人が多いことと、もう1つは、半農半漁の場合、漁業では準組員になるかわりに、農業では正組員、あるいはその反対に、漁業では正組員になり、かわりに農業では準組員になる、という形で従事している人があるということを示しております。このことは農業協同組合の場合も、正組員、準組員という構成が、漁業協同組合の規約なり定款なりに非常によく似ております。このような傾向は、正組員のみが会期調整委員の選挙権を持っているというような関係から、おのずと男性がその主導権を掌握しているように思います。

そこでは準組員としての女性の意見は、どのように漁協運営上に反映されているのでしょうか。古い昔からの習慣で、たとえば沿岸の零細漁業でも、女性が船に乗るということはタブーであって、海の龍神の怒りを受けるという民間信仰が今日でも当地方に根強く残っており、このことを何の疑問もなく代々受け継いでいるのが現状です。参考までに、お父さんが漁業に従事している短大生に聞かしても、やはりすなおにそのとおりに受け取っているということでございます。さらにここで申し上げたいことは、民間信仰というのは、権力によって奨励されたというよりも、生活の中から生まれた知恵といえますか、生活習慣の中に溶け込んでいつしか生活規範となり、女の人もそれによってある意味では、心の安定も保たれておりますが、それが男性本位の信仰であったりしますと、何がしか基本的人権面で阻害されてきているのではないかなということですね。このようないきさつから、船に乗ることが男性の独占的な仕事とされ、船に乗ることこそが正組員の資格につながっていると考えられます。従って、女性は漁業では従属的な仕事しか与えられておらず、発言権もなく今日に至っていると考えられます。

上述のようなことを踏まえまして、八戸市内の各種役員とか各種委員、小中学校長、教頭、市公務員の男女の構成及び管理者登用の状況をみますと、そこでも同様のことが見られ、女性が政策決定のプロセスに参画している例はほとんどありません。八戸市において、たとえば農業委員は42名おりま

すが、女性は1名もおりません。民生・児童委員は360名中61名、21%でここだけが多少例外的に女性にその道が開かれております。小・中学校の管理職のうち、小学校の教頭では女性が38名中2名だけです。中学校の教頭は19名中女性は1人もございません。小学校の校長では35名中2名だけが女性でございます。中学校の校長先生は19分のゼロで、現在は1人もございません。また市の公務員は、現在2,889名で、そのうち29%が女性でございます。その女性の中で、いわゆる管理職である課長以上の女性は、現在市の市民病院の総婦長1名だけです。

このように女性は何ゆえに政策決定へのプロセスに参加できないのかという理由は、いろいろ考えられますが、主として地域に根ざした男性の閉鎖性と、それに女性が家事、育児一切を負担しているという現実から、専門的な活動分野への確立に十分なエネルギーを投入できないということにあると考えられます。

3 三世代にわたる家事の役割と分担状況調査

そこでこのような地域に生活して、身の周りで見られる社会習慣についてどのように考え、また、意識的、無意識的に慣習化しているところの、家庭における男女の役割分担がどのようになされているかの実態を知るために、明治生まれの老人福祉大学生男子26名、女子38名の計64名と、戦後30年代生まれの短大2年生103名、さらに両親と兄弟のある学生に限定して、それら短大生から見た昭和一代及び大正生まれの両親というように、三世代に分けて調査しました。

これが、別表の「三世代にわたる家事の役割と分担状況調査」で、食事、掃除、洗濯、買物、その他の分担状況について調査したものです。

この中身を説明いたしますと、まず第1番目は、老人福祉大学生の男26名、女38名、平均年齢は74.1歳という方々の家事分担状況ですが、彼らは戦前の教育をまともに受けてきた世代であり、明治期の伝統的家族観に支えられてきたという関係から、特に男性は、洗濯のような家事はほとんどしておりません。ときどき掃除や買物をするとしても、それは運動と健康のためで、食事、掃除、洗濯、買物をするというのは独身老人であり、それはやむを得ない事情のためであります。一方、女性のほうは、食事、掃除、洗濯、買物などは主として自分がやっており、ときどきの方も見られますが、それは娘さんかお嫁さんがやっていると考えられます。したがってこのデータから見ると、明治期生まれの女性の家事の役割分担は、予想したと通りの結果となって出てきております。

さて、その世代の方々に、自分の息子及び男の孫に対して、食事、掃除、洗濯、買物というような家事を手伝ったり協力したりするようにしつけたかどうかを伺ったわけですが、その結果は、明治期生まれの男性が、自分の息子に対して家事への協力、手伝いを意識的にしつけたというのは46.2%、これは意外で、おそらく模範答案のためまじの結果でございます。実際に息子がそういうしつけを実行したかどうかということは別問題でございます。反面、そのようにしつけなかったというのが34.6%でございます。こちらのほうがむしろ本音ではないかと思えます。また、自分の孫に対してそ

のようにしつめたかどうかについては、46.2%が手伝うようにしつめたと答えております。これはしつけの一貫性を考えて、自分の息子に対すると同じ態度で接しているということだとも考えられます。反面、そのようにしつめなかったというのが息子の場合と同様、34.6%あります。しかし私は、明治期生まれの男性が孫に対してそんなに強くしつけられるかどうか疑問であります。次にその世代の女性のほうはどうかといえますと、自分の息子にそのようにしつめたという人が63.1%もあり、これは女性の立場からすれば当然のことと思います。しかし、31.6%はそのようにしつめなかったとして、男性のほうと同じ結果が出ているのは非常におもしろいと思います。また、自分の孫に対してそのようにしつめた人が92.1%もあり、それは時代の推移を敏感に受けとめているのか、共働き家庭の多いことを反映しているのか、もっと煮詰めた調査の必要を感じております。以上はこの世代の方々のためまへの回答であっても、一定の事実としてそのまま分析したわけでございます。

2番目は、短大生から見た昭和一けた及び大正生まれの父母と、自分の兄弟の家事の役割分担の調査結果でございます。父は食事、洗濯はほとんど手伝わないが、掃除と買物は健康と気分晴らし程度にしております。というのは、お父さんがするその掃除や買物の中味を全部書いてもらいましたところ、そのお父さんの買物は、たばこを買いに行く、お酒を買いに行く、自分の好きなおかずを買いに行くなど、ほとんどそういう結果が出ております。この点は明治期生まれの人々のしつけを受けて、男性の象徴としての、家事の役割分担の拒否ということをそのまま踏襲しております。掃除と買物についても明治期生まれの男性と同じ傾向にあるのは当然の結果でしょう。母のほうはどうかといえますと、実質的な家事の責任者というわけか、家事全般にわたって分担しており、共働き家庭といえども、父親が協力しているのは掃除と買物をときどき手伝う程度であります。先ほど申し上げましたように、その掃除と買物の中身も非常に男性的であります。したがって、短大生の4分の1を占める共働き家庭は、娘の協力によって辛うじて共働きを続けているのが実情であります。

私が何ゆえにこの父母の世代の調査を短大生を通してやったかと申しますと、お父さんやお母さんに直接この調査をやりますと、ほとんど模範答案になるという恐れがありますので、娘さんの冷静な目でお父さんお母さんの家事の役割り分担を見ていただいたほうが、かえって正直な傾向が出てくるのではないかとということでやったわけでございます。

次に三代目目の短大生をみてみますと、まず女性のほうは、食事、掃除、洗濯、買物のほとんどを受け持っております。これは、母親の代理としての役割を担っており、家事担当予備軍として練習をしているように見えます。それに引きかえ、息子は現在でも、明治以来の伝統にあぐらをかいていることがわかります。それは息子が父親の生活態度を見て成長する以上、父親の家事へのかかわり合い方がそのまま息子に反映するためでございます。そのことは特に食事の頃にあらわれており、やらないという男性が85.4%もいます。しかし、掃除、洗濯、買物などは、明治期生まれ、大正期及び昭和一けた生まれの人よりも協力度がよく、この点では男性も徐々に役割り分担で揺れ動いている

ことを示しております。

以上三世代の調査から読み取れる結論として、家事の役割というのは、現在でも主として女性の肩にかかっており、男性の協力度がきわめて薄く、それが女性の社会的地位向上の障害になっているのは事実でございます。しかしまた、役割の固定化が徐々に揺れ動いているのも事実ではないかと私は見ております。というのは、この調査で言いますと、男性の掃除、洗濯、買物の項は、大正期や昭和一けたの人たちよりも昭和30年代生まれの男子学生の方が非常に協力的であるということを指しているわけでございます。そして、しつけの一貫性を取ろうとしている明治期の男性、女性は、もはや孫へのしつけの能力を喪失し、むしろしつけの内政干渉をみずから避けている傾向が見え、その点からしても、男性本位の伝統的な家庭観というのが非常に揺れ動いているのではないかとというのが私の結論でございます。

4 今後の課題と私の提言

今後の課題といたしましては、今回の調査は短期間で実施したために非常に荒削りで、予備調査の結果に終わっておりますので、この調査を契機といたしまして、もっと深く掘り下げてみたいと思います。その一つは、民間信仰と漁業の問題あるいは漁労文化、漁業慣行、それから漁業労働者の男女の役割とか、地区漁業協同組合の漁業権と漁区の推移の調査など、漁業問題を追求し、さらにもう一つは、家事の役割の分担調査についてさらに年齢を下げて、高校生から中学生、小学上級生、それから幼稚園、保育所の5歳児までの役割分担の具体的な状況を調査し、男性、女性の一生にわたる役割分担形成過程を明確化したいと思います。それは冒頭でも述べましたように、人間性という観点から、女性にのみ家事の犠牲を一方的に押しつけるのは男女平等に反し、逆な意味で男性をもつまらなくしているという発想からであります。そういう点からこの課題に迫ってみたいと思っております。

最後に、私の提言といたしたいのは、女性の社会的地位の向上に対するいろいろな障害は、結果的には家事の問題が最大の問題ではないかと思うのです。そして、歴史的な経過を経てそれぞれの地域に深く根ざしたところの男女平等を阻害するような社会慣習の是正というのは、最終的には家庭教育、学校教育、社会教育の三者一体の粘り強い提携協力により解決する以外には方法はないのではないかと思います。特に幼児期より家庭でのわけ隔てのない男女の家事分担や手伝いをさせることこそ男女平等と役割是正の原点であり、まさに父親、母親、保育者がそのことを自覚し、共通の目的に向かって協力し合い、前進することが具体的な解決の一番の早道ではないかということが私の最終的な提言でございます。

(別表) 三世代にわたる家事の役割と分担状況調査

(1) 老人福祉大学生(平均年齢74.1歳) (男26名 女38名)

()内は%

	男			女		
	やる	時々やる	やらない	やる	時々やる	やらない
食 事	2(7.7)	7(26.9)	17(65.4)	19(50.0)	14(36.8)	5(13.2)
掃 除	3(11.5)	13(50.0)	10(38.5)	27(71.1)	9(23.7)	2(5.3)
洗 濯	3(11.5)	7(26.9)	16(61.6)	24(63.2)	11(28.9)	3(7.9)
買 物	6(23.1)	9(34.6)	11(42.3)	20(52.6)	12(31.6)	6(15.8)

(2) 老人福祉大学生の息子、男の孫に対する家事分担のしつけ

	男			女		
	しつけた	時々しつけた	しつけなかった	しつけた	時々しつけた	しつけなかった
息 子	12(46.2)	5(19.2)	9(34.6)	24(63.1)	2(5.3)	12(31.6)
男 の 孫	12(46.2)	5(19.2)	9(34.6)	35(92.1)	1(2.6)	2(5.3)

(3) 大正生まれ、昭和一けた生まれの父母 (2年生 103名)

()内は%

	父			母		
	や る	時々やる	やらない	や る	時々やる	やらない
食 事	2(20)	20(19.4)	81(78.6)	94(91.3)	9(8.7)	0(-)
掃 除	2(20)	43(41.7)	58(56.3)	91(88.3)	10(9.7)	2(2.0)
洗 濯	1(1.0)	16(15.5)	86(83.5)	90(87.4)	12(11.6)	1(1.0)
買 物	3(2.9)	41(39.8)	59(57.3)	89(86.4)	14(13.6)	0(-)

(4) 昭和30年代生まれの短大生 (2年生 103名)

()内は%

	男			女		
	や る	時々やる	やらない	や る	時々やる	やらない
食 事	5(4.9)	10(9.7)	88(85.4)	70(68.0)	33(32.0)	0(-)
掃 除	0(-)	81(78.6)	22(21.4)	33(32.0)	69(67.0)	1(1.0)
洗 濯	0(-)	79(76.7)	24(23.3)	41(39.8)	62(60.2)	0(-)
買 物	3(2.9)	81(78.6)	19(18.5)	31(30.1)	72(69.9)	0(-)

現代の女性観をささえるもの

神戸市婦人団体協議会婦人教育史グループ（兵庫）

1 婦人教育史グループの成立

1975年の国際婦人年を契機といたしまして、神戸市の婦人団体協議会の内部に、あらためて婦人問題について考えてみようという気運が生まれました。しかし、婦人問題と一口に申しまして、その実体はなかなかつかみにくく、婦人にかかわるさまざまな問題が存在していることはわかっておりまして、これらはきわめて断片的で観念的なものにすぎないように思われたわけです。

婦人問題をどういう側面からとらえるか。私たちはまず婦人会内部の年代別懇談会にこの問題を投げかけまして、次いで婦人会の代表者と女性の市会議員、県会議員、それから女性のマスコミ関係者、女性の弁護士とか行政関係者、女性の大学教授の方々、それに各界からの男性グループの方々と、全部で5回にわたり懇談会を開いて女性問題を探ってみました。それらの話し合いを通じまして出された問題を要約しますと、大体次のようなことになりました。

(1)現在日本では女性の社会的地位は低く、人間としての能力を発揮する場がかなり限定されている。(2)女性自身の意識や社会通念の改革がまだまだ必要であるということ。(3)また、婦人問題は意識の改革と同時に、社会的な条件の改革を必要としている、つまり育児を含めた家事労働を再考する必要性、それから女性の自立のために必要な社会的訓練や法制とか税制面での改革も必要であるなどというようにございまして。

その結果、私たちの婦人問題研究は、次の四つの側面から行なうことになりました。すなわち、(1)婦人のライフサイクルについて、(2)婦人教育史、(3)教科書問題、(4)法制・税制、の四つの部門です。このうち婦人教育史、教科書問題につきましては、同じ教育問題としてまとめようという案が出されましたけれども、範囲が少し広過ぎるのではないかとということもございまして、教育を、現在と過去のものに分けて同時に研究を進め、必要に応じて合同して研究を進めようということになったいきさつがございまして。とにかく、さきに述べた問題別に四つのプロジェクトチームが編成されました。各チームのメンバーは、それぞれの単位婦人会のリーダーとして動いてきた者ばかりで、しかもリーダー研修を終了した者の中から希望によりましてそれぞれの問題別に分かれ、各チームは大体6人から10人ぐらいの人数となりました。

さきに述べました研究の方向を探る数回の懇談会でも出ましたように、現在の社会には男女の性による差別が数多く存在し、内容的にも多岐にわたっております。それらの差別が存在するに至った多くの原因が、長い歴史的な過程の中で行なわれてきた女子教育の中にあるのではないかという仮説を立てまして、それを検証するという形で調査をいたしました。

2 女子教育の流れ

女を男より一段劣ったものとする風潮は、いつのころから起こってきたのでしょうか。

奈良とか平安時代の女性は、音楽、和歌、書道を中心とした教養を身につけ、みやびやかで朗らかな女性がよいとされていたようなのです。もっともそれは貴族を中心とした上流階級の子女のこと、一般庶民の子女教育は、機織り、裁縫、染色などの技芸が中心であったようですけれども、おおらかな女性が望まれていたことは変わりなく、男尊女卑の思想は見られなかったようです。

田中寿美子先生の「女性解放の思想と行動」の著書の中に、「女性修身書のたぐいがあらわれ始めたのは鎌倉期であるが、初期のものには家や男性への従属を説いたものはなく、江戸時代になって初めて女性の隷属を強調する女訓書が多くあらわれた」とございました。事実、鎌倉時代、阿仏尼の著した「乳母の文」にも、女だからといって特にへりくだって言うべきことを言わないでおれということとは説かれておりません。

室町時代に著されました「身のかたみ」という本にも、女は汚れたもの、罪深いものとする考え方が少しはあらわれておりますが、これは仏教思想の影響が強くあらわれたものと理解すべきもので、後に出版されました女訓書の中に見られるような、冷酷なあらわれ方はしておりません。同時代の「めのとそうし」というのは、男女差を超越した人間的な色彩の強いものでありまして、同じく「小夜のねざめ」というのにも、「よろずのことは道理という二つの文字にこもりてはべる」とあるくらいでございました。

徳川時代に入ってから、初期のものは男尊女卑の考えを強く持っているとは思いませんでした。たとえば「千代もとぐさ」には、「夫婦の間は天地の如し、夫は女をあわれみ、婦は夫をたふとみて、互いにうらみなきようにすべし」とあって、夫婦間の和を尊ぶ風が強く出ております。

3 江戸時代の女子教育理念

ところが元禄8年、1695年に著されました「女実語教」となりますと、様子がすっかり変わってきてしております。まず、女とは、いわく、「女は地獄の使いなり、よく仏の種をたつ、面は菩薩に似たりといえども、心は夜叉のごとし」、それから夫婦とは、いわく、「理をまげて夫に随え」「夫はたといえば主君の如し、女はなお従者の如し」、そして、しゅうととかしゅうとめに対しましては、「うやうやしく仕ふまつれ」となっております。この「女実語教」出版の約40年前、明暦2年（1656年）に出版された「女論語」にも、すでに同じような趣旨の内容を見出すことができます。

江戸時代を通して発行された女子用教科書は、1200種前後といわれております。それらはおもに元禄時代以後から急激な増加を見たのですが、その原因は何かと言えば、文化の発展が庶民の生活にも文字の必要を生じさせたこともございますが、それと同時に、江戸に幕府が開かれて以来100年後のこの時代は、封建体制が持つ矛盾が数々のひずみを生じた時期でもあり、封建体制を維持するためにとられた多くの施策の一つとも考えられるのです。つまり、男中心に動かされていた日本の封

建体制にとって、都合のいい女性を育てることが当時の支配階級の要請であり、それにとれたのが子女教育ではなかったのかと思われます。

私たちは、数多くの女子用教科書の中から比較的名の知られたる種類を選び、丁寧に読んだわけでございますが、それらの内容はきわめて類似しており、共通点も多いのです。女とはそもそも愚かでひがみっぼく、心の狭いものであるから、しゅうと、しゅうとめ、夫の命令に従って道はずさないうにしなければならぬ。すなわち、夫は天であり主君である。妻は夫に従い、夫を立て、道理を曲げてでも服従すべきである。しゅうと、しゅうとめに対しては、実の父母以上に敬い、その命に従い、礼を尽くすべきである。というものでございます。

4 女 大 学

享保18年(1733年)に初版が出た「女大学」を、私たちは江戸時代の女子用教科書の頂点と見ました。この著書は、宝永7年(1710年)に貝原益軒によって著わされた「和俗童子訓」の中の「教女子法」を下敷きにして書かれたものですが、初版以後、多くの版を重ねて広く普及したもので、その影響力は、他の教科書に比べて抜群でした。

全文は19カ条から構成され、その内容は、女子教育の理念と必要性(3カ条)、嫁として、妻としての心得(11カ条)、主婦としての心得(5カ条)、の三つの部分から成り立っております。本日はその中から幾つかを選んでお話しいたしますが、まず有名な「七去の教え」は、第4条に出てきますが、「七去」というのは「七出」とも言いまして、夫の立場から、あるいはしゅうと、しゅうとめの立場から嫁を離縁してもいいとされている七つの条件のことで、第1に、「しゅうと、しゅうとめに従わざる女は去るべし」と書かれております。これは、嫁としては絶対服従を要求されていたわけで、一言でも文句を言ったり批判がましいことを言ったりすれば、従わないといって追い出されるわけです。

第2は、「子なきは去る」でございます。当時の結婚は、家の存続という最高の目的のための行為であったわけですから、女大学に「これ妻をめとるは、子孫相続のためなればなり」と断わるまでもなく、子どもができなければ結婚の意味がなくなるわけでございました。しかも不妊の原因を、常に妻の側にありとして押しつける考え方が明白に現われております。その上、子どもがなくても「妾に子あらば去らずともよし」として一夫多妻を認め、同時に妾のおかげで救われることもあるのだと、夫が妾を持つことを正当化しようとするねらいがあるように思います。

そのほかの条項にいたしましても、人間なら普通だれでも持っているものがほとんどでございますけれども、夫やしゅうと、しゅうとめがそうだと決定すれば、それを理由に追い出されてしまいます。嫁というのはほんとうに悲しい立場であったわけです。

第19条に出てくる「五疾」もひどいものです。「和順で従わざること」、「怒り、うらむこと」、「人をそしること」、「物をねたむこと」、「知恵浅きこと」、これらを女の五つの病いと称し、10

人中7、8人は必ずこの病いを持っている。それゆえに女は男に比べて愚かだといわれる原因であるのだと、明解に断定を下しております。

私たちは、「五疾」としてあげられているような病いを男性も持ち合わせていることを知っています。しかし当時の女性はその置かれている立場から、ともすれば「五疾」のようなことになりやすかったのではないかと思います。つまり、男が上で女が下の上下関係にありますと、弱い立場の女に辛いことや悲しいことが多く降りかかり、それに耐えなければならないという状況の中では、どうしても愚痴っぽくなったり怒りっぽくなったと思います。また、男の浮気は天下ご免であったために、嫉妬深くなったのではないでしょう。

また、男が家を外にして働く中で、女はしゅうと、しゅうとめの指図に従ってただ雑事のみを日を送っていたのですから、頭を働かせることも少なく、知識や思考力が貧弱になっていったとしても当然のことであると思います。女はもともと男に及ばなかったのではなくて、長い間の社会的な立場、あるいは歴史的な経緯の中で、そうならざるを得なかったということもあると考えられます。女が何ごとともあきらめて、夫やしゅうと、しゅうとめに尽くしてこそ平和でしあわせな家庭生活が送れるのだという考え方には、男社会の身勝手さがきわめられているように感じました。

5 現代の教育への影響

女大学を頂点とする江戸時代の女子用教科書に盛りこまれた考え方そのものは、ある程度は、その姿を変えながらも私たちの中に生き続けているのではないのでしょうか。「女は男より劣る」とか、「男は外、女は内」とかいうような考え方は、拭っても拭っても私たちの意識の奥にうごめいているように感じたわけです。

では、この女大学に見られる男性優位の思想は、現在どのような形で見られるのでしょうか。この教育史グループと並行して調査研究を進めている教科書グループでは、現在、神戸市立の小学校で使われている教科書の中に著わされている女性像を調査したのを参考に、考えてみることにしたわけです。

確かに家庭の中で、男の子と女の子に対して異なった扱いをすることはよく見られることで、特にしつけ、進学、就職等子どもの成長のさまざまな段階で、それぞれに見られると思います。たとえば、女らしさの点では、テーブルに片ひじをついて斜めに腰をかけ牛乳を飲んでいる男の子の隣りで、文句のつけようもないぐらい正しい姿勢で食事をしている女の子が絵に描かれているとかいうように、礼儀正しいとか素直とか、規則をきちんと守るとかはいつも女の子で、反対に規則を守らないとかいたずらをするような場面などは男の子、といったきまった役柄で教科書の中で取り上げられておりました。礼儀正しく素直で規則をきちんと守るといったことは、女の子にとってばかりでなく、男にとっても好ましいことであり、また社会生活を営むには必要なことであるのに、「女の子は女の子らしくしなさい」とか、「女の子だからお手伝いをしなさい」とかいうように、「女の子だから」「男だから」と言われ続けて育っていく中で、この考え方が引き継いでいかれるのではないかと思います。

このことは家庭の中に限らず学校でも社会の中でも見られ、それが影響し合って、家庭内の男女の役割とか女性の職業にも関係を持つと考えられます。

さて、それでは家庭内の男女の役割りはどうなっているでしょうか。ほとんどの家庭では、夫が仕事を持って妻は家を守るという形をとってありました。しかし近ごろの女性は新聞、テレビ等を通じて学習をしたり、それから自治体とかPTAなどの地域活動に参加したり、仕事を持ったりなど、実際に家事、育児だけしかしていないというような女性ばかりではないと思うのです。このような新しい母親像、女性像は、現実の社会ではまだ数は限定されておりますけれども、これを紹介することによって新しい生き方を知る機会になると考えられるのです。また女性の職業についても、女性のほぼ半数が働いており、仕事の種類も広がっておりますが、まだまだ社会的な職業について働いている姿ではとらえられていないようで、また家庭を持った女性、すなわち母親が職業を持つことは、本人がそれを望んだとしても、家庭の事情、社会環境などの条件によって必ずしも容易なことではありません。その上に男女の役割分担、「女は内」の考え方が根強く残っているので、このような片寄った現わし方になっているのだと思いました。これらを通じて、従来の男女の役割分担がいまなお固定的に存在し、女大学の思想が生き続けていることを痛感いたしました。

江戸時代に確立されました女子教育の理念が今日まで生き続けている現実を前にして、私たちはこれらが明治、大正、昭和とどのような経過をたどって今日に至ったかを明らかにしていきたいと考えております。そのためには、女子教育の変化と時代の背景、要請との関連についてとらえていく必要があると考えられますので、今後も教科書グループと共同しまして研究を深めていきたいと思っております。

熊本の農村における慣習を追って

国際婦人年記念熊本婦人協議会（熊本）

1 熊本婦人協議会の誕生

熊本県におきましては、私たち各団体それぞれに、結婚、食生活、台所の改善あるいは消費問題など、さまざまな生活面の合理化をめざして、経済性や形態的な問題と取り組み、慣習の是正を通じて封建性の排除を呼びかけてまいりました。そして一応の成果をおさめることのできた時点から、あらためて、心、健康、教育、青少年問題へと運動の焦点を移して活動を進めているところでございますが、国際婦人年にあたりまして学習を深めていくほどに、才月の流れとともに、婦人運動の原点がともすれば見失われがちになっていることに気づいたのでございます。また封建性の排除の根底にも、男女平等の思想は欠落していたこと、そして男女不平等こそが、人類の最も原始的な差別であることなどを知ることができました。

国際婦人年の1年間は、従来の団体活動にはなじみの薄かった男女平等の学習を深めながら、これこそが婦人団体共通の問題であり、この目標に向かって団結し、地についた歩みをしようと、県下16の団体——会員数28万でございます——が集まりまして、昭和50年12月5日、国際婦人年記念熊本婦人協議会結成の運びとなったのでございます。

この中から会長、副会長を順番に受け持ち、活動方針に基づいて毎月例会を開催し、女の役割りとは何か、何が差別なのかなど、男女平等の諸問題を協議し、実態を踏まえて傘下会員の認識を深め、意識の高揚をはかることに努力してまいりました。

また調査については、何をどのように取り上げるかを協議し、実施項目を定め、統一した調査票に基づいて、16の各団体がそれぞれに調査に当たってまいりました。その調査結果を協議会に持ち寄り検討し、その善後策を話しあうことにしております。

2 熊本婦人協議会の行動計画

51年2月につくりました熊本婦人協議会の行動計画の概略を申し述べますと、まず一人一人の婦人の問題として身近に皆が取り組むことができるようにと考えまして、家庭内の問題と家庭外の問題に分けました。

(1) 家庭内の問題では、家庭に対する男性と女性の認識を見直そうということで、「家庭における夫と妻の役割り、父と母の役割りの検討」、「男の子と女の子のしつけ、教育を人間として平等に育てる」、「夫婦財産制の問題」、同じく「財産相続の問題」、「家庭婦人の家事労働の問題」、「自営業における婦人労働の評価、重労働を軽減し、社会参加を促進する」。

(2) 家庭外の問題といたしまして、(i)政策決定の場に婦人を送ることとして、「各種委員への婦人の登用運動」、「行政・職場の管理職への婦人の登用運動」、「知事の諮問機関である婦人関係懇話

会の設置運動」、「各市町に必ず1人以上の婦人議員を誕生させる運動」、「婦人の経済的自立を促す運動」(これは婦人の職業の問題でございます)、「婦人に対する雇用労働条件など男女差別をなくす運動」、「働く婦人自身の自覚、責任感を高揚させる運動」、「(四)教育の場における男女差別をなくす運動として、「幼稚園、保育園、学校などでの教育のあり方」、「(五)地域の婦人に対する評価を変える運動として、「区役の男女差別扶助金をなくす運動」、「町内会の役員などに婦人を進出させる運動」、「(六)その他男女差別の調査と是正。

以上の目標を設定いたしまして、家庭内の問題では、各家庭の毎日の暮らしの中で、まず女の子のしつけを男の子と差別しないよう、「女の子だからお手伝いをしなさい」とか、「女の子だからおとなしく」とかいうように、「女の子だから」とことごとくに差別をしないように心がけ、お手伝いは皆んなですとか、静かにおとなしくする必要のあるときは、男の子も女の子も静かにして人に迷惑をかけないなど、女だからではなく、人間としてのしつけをしようと、各家庭で一つ一つ平等に向かっての努力をいたしております。

3 婦人の登用への働きかけ

家庭外の問題では、まず手はじめに公職への婦人の登用を働きかけることにいたしまして、各種委員への登用方を知事に陳情し、合わせて各行政の窓口にも周知方をはかりました。その陳情に対して知事さん方は、「皆さんのお考え、ご希望はよくわかりました。そのように努力いたしますが何せ人がいないのですよ。各種委員の改選にあたっては、推薦母体に委員の推薦を依頼するのですが、たとえば弁護士会に依頼すると、その会に女性弁護士がまずいることが必要だし、その会の中で会長、副会長などに婦人になっていなければまず推薦されることはないのです。その所属する組織で実力が認められていなければ登用できないということになってしまいます。

県庁や市町村でも婦人を役職に登用しようとしても、転勤はしない、家庭あるから責任を持たされるのはいやだ、楽な仕事を好むというあり方では登用できないのです。もっと多くの婦人が能力を高め、やるのだとの覚悟を持ってほしい、力不足である」とも言われました。私たちは大いに反省しました。

また自治会、PTAなどは、実際に女が仕事をしているのですが、会長は男という例が多いので、たとえ出しゃばりと言われても立候補しようと、女同士が話しあって会長に女性を立てたというところもあります。

民生委員も女の数ふやしてもらおうようにと願っておりますが、名誉職として男性が離したがい傾向が一部にありますので、推薦される段階で女が出れば、いやがらせをされるとか、また仕事に自信がないなど、女だからと引っ込んでしまうという女の側の問題点もありまして、たて前一本で進めない複雑さがからんでおります。しかしこの運動を継続いたしました結果、少しずつではありますが、確実に婦人の登用がふえておりますことは大へんうれしいことでございます。

現在、25の県段階の審議会等の委員数が、わずかる名ではありますが増になっております。また相談員など36名の増でございます。なお婦人議員は現在のところ県議1名、市議5名、町村議員6名でございます。私たちはこのような公職または議員への登用運動を続けながら、同時に婦人の実力の涵養の必要性も痛感しているところでございます。特に婦人が責任を持って立つことができるよう反省を促し、自覚を求めながら、同時に社会慣習を見つめる目をも洗い直し、あらゆる差別の是正に取り組むとともに、次の統一地方選挙には、各市町村に必ず1人以上の婦人議員を誕生させるように、強力に運動を進めていくことを全員が固く心に期しているところでございます。

しかしこのような中で、婦人議員を出そうとする運動の進展は、安易なものではないことをお互いによく承知しております。そして一段と決意を固めなければと話しあっております。

ちなみに、50年12月5日協議会結成以来いままで陳情いたしました件数は15回、そのうち3回は通信による陳情をいたしております。

4 区役における男女差別を是正する活動

次に取り組みましたのは、地域の婦人に対する評価を変える運動として、区役の問題でございます。昨年は、県下全域を対象に、区役における男女差別の尻助金の調査を行ない、それをもとに男女差の是正に取り組みました。

区役といいますのは、村や町で共同作業をすることでございます。仕事は男女の別はなく全く同じでございます。そして尻助金といいますのは、その共同作業にあたって、男性の賃金評価がたとえば2,000円の時、女性の評価は男性の半分の1,000円とされて、その額を供出しなければならないのです。それを尻助金と申します。働き盛りの女性がどんどん仕事はできるのに、高齢の方や仕事のできない男性に比べても、女性であるというだけで、高いところは2,200円も供出させられるところがあります。これは金額の問題ではなく、女性が一人前に見られない慣習として問題があるのです。

このような区役の男女差別是正に取り組みましたいきさつは、公職への登用の運動を始めましたとき、一般の婦人たちから、婦人校長とか婦人議員とかいわれても平凡な家庭の主婦には関係のないことです。また国際婦人年や男女平等といわれても全く無関係、家庭の中でいまままでどおり暮らしていければあわせです、との声がありました。そこで、一般の平凡な家庭の主婦にとって男女不平等な社会慣習は何か、不平等による被害はないのか、こう考えながら地域の会合などで注意をしておりますと、婦人の大方が実は不満を持っている問題として、この区役の男女差別尻助金があったのでございます。そこで婦人運動は、遠く高い理想を追うと同時に、足もとを踏み固めるという二面性に取り組まねばならないという法則に従い、足もとを固めるのに区役の男女差別尻助金の調査に取りかかることといたしました。

ところが、区役の男女差別尻助金の調査をしようとしたところ、「いまごろ何を言うのか、もうそんなものはない、時代おくれもはなはだしい」との声があるかと思うと、「区役は男の仕事が

多く女では役に立たない」とか、「尻助金をなくして男女平等にすれば男が出てこないから、男を引き出すために尻助金は必要である」、などの反対の声が男性の中からも女性の中からも数多く出されたのでございます。

しかし、その仕事の内容は、山や道の草刈り、川さらい、道路補修等ですので、女でも十分できますし、能率よくまじめに働くのは女性でございます。特に近年は農家の兼業が進む中で、あと継ぎの夫は農協や学校、会社などに勤めに出ており、農作業は主婦の仕事となっておりますだけに、区役などの作業は主婦のほうが上手という家庭も多くなってまいりました。それにもかかわらず、男性であれば仕事のできない年寄りでも一人前とされ、女性は半人前とされていることに怒りを感じているのでございます。

また、男性を引き出すための方便に女性を半人前に扱うというのは、まさに男性エゴ以外の何ものでもないと思います。しかし、先のような反対にありたびに、会員も揺れ動きながら一つ一つ協議を積み重ね、「大丈夫ね」とお互に確認しあって、またひとときは安堵の気持ちを持って運動を進めてきたのでございます。この繰り返しの中で各方面への陳情を重ねるほどに、知識人や行政関係の理解が高まり、今日では郷土愛に基づく地域の清掃などの共同作業には、男でも女でも参加しよう、そして尻助金はなくせという方向に進んでまいりまして、反対の声はほとんど耳に入らなくなってまいりました。むしろ現在では、知事をはじめ各市町村長の是正指導を行なうとの確約をいただきまして、是正への歩みが進められております。すでに現在まで14.80%は是正され、35.14%は指導検討中で、近く是正される見通しとなりましたので、残り50.06%の是正に向かって一段の運動を続けております。一つの難関を踏み越えた安心感と連帯感、充実感が次の問題に対処する力となっているように思えます。

5 足入れ婚の実態調査

そして52年度は、足入婚の問題を取り上げました。

戦後民法の改正では、「結婚は、両性の合意に基づいて行なわれる」とされているにもかかわらず、いまだに昔ながらの足入婚が当たりまえという慣習が一部に残っております。

そもそも足入婚とは、昔、家族制度の中で婿方が嫁をとる場合、まず家の労働力をふやすこと、家風に合い従順であること、家の跡つぎを得るということの三つの条件が満たされなければなりません。この三つの条件が完全に満たされるかどうかということを事前に試験するために、この慣習が行なわれていたのでございます。また嫁方にとっては、労働力である娘をすぐ婚方に渡せないという考え方もありまして、双方の家のために男性に都合のよい慣習として行なわれていたのでございます。そして、三つの条件の一つでも欠けることがあれば、その婚約は一方的に解消されることもあり得たのです。今日でも相手の心がわりや性格の不一致などで、足入婚の後に解消、破談になる例もございいます。

このようなことから賢明な母親は、足入婚などをなくすほうがよいと願っておりますが、それでも慣習だからしかたがないとごく内々に婿入りを行ない、近所に知られないように努力したという例もあります。ある地域では、婿入りの儀式が終わって婿さんが泊まらずに帰っていたことがわかって、「あそこの娘さんは婿さんの気に入っていない」と風評され、近所の人たちが母親に、「どうしておたくでは婿さんを泊めないのですか」と不思議そうに聞かれて困った、という例もあります。

また現実には、ある医大卒業の女性が、足入婚の慣習に従わなかったことが原因の一つとなって破談になった事実を知りまして、私たちは何げない暮らしの中にこんな不平等が残っていることに鮮烈な衝撃を受けたのでございます。

そこで協議会は、県下の実態調査をいたしましたのですが、その結果、県下134地区にこの足入婚が残っていることがわかりました。熊本婦人協議会では、本年はこの差別撤廃に取り組むことにいたしました。

足入婚の名称もさまざまで、ちょっと御紹介いたしますと、「樽祝い」「済み祝い」「婿入り」「投げ樽」「茶婿入り」「呼びはじめ」「いきぞめ」などのほか、20幾つかの呼び名があります。

また幾つかの例を申し上げますと、例1樽入れ後、嫁の家に泊まっていたが、他に好きな女性ができ婚約を解消した、例2樽入れをしてから双方ともに行き来していたが、女性の性格が気に入らぬとついに男のほうから破談した。例3近所の娘さんが知らないうちにお腹が大きくなっているのので、「いつ結婚されましたか」と聞くと、「もう婿入りがありましたから」と、当たりまえのように思っている。例4縁談が整ったきまりに一晚泊まりで茶むこ入りするか、または婚約旅行をさせる、などがございます。

話は少しさかのぼりますが、足入婚の調査をするかどうかという協議にあたって、「そんなことするなら大ごと、おどろる」とか、「婿入りをすれば正式ですたい」などの意見が協議会の一部にもありました。何が正式なのかと問われれば答えられないで、ただ周囲をおそれる傾向が見られたのです。

正式かどうかということについて考えますと、婿入りの儀式によって、婚約としては正式に認められることとなりますが、性関係があっても入籍が行なわれていないのですから、夫婦とは言えませんし、また共同体を構成しているのでもありませんので、内縁関係とも言えないのでございます。したがって結婚できなくなっても、婚姻予約不履行の慰謝料は請求できましても、他には何もないわけです。また不測の事態が生じても何らの補償もなく、子どもが生まれても嫡出子とはならないなど、足入婚を正式とする理由は全くないわけでございます。

このように話しあって、ようやく足入婚の調査実施を取りきめました。調査実施が報道されたところ、さっそく新聞に投書がありました。そのほとんどは男性でございましたが、「足入婚は結婚までの精神的な準備のために必要な期間であり、なくなることはない、なくすべきではない」とか、

「いまだきの若い者は嫁の試験期間などということは全くなく、反対に年寄りが試験をされる、女が不幸になるなどんでもない」、また「男は結婚まで精神的な交際はできないのであるから、足入婚は当然である、結婚式を早くすることはできないため足入婚がよい」、とするような数々の反対が出てまいりました。しかし、調査を進めるに従いまして、この問題では正式に反対する者がいなくなつてまいりまして、いまでは周囲の目が変わってきたのでございます。

男女不平等の社会慣習の是正に取り組みますとき最も大切なことは、行政機関との緊密な連携をもって法的根拠、理論を持つということ、そして一団体では風あたりが強過ぎるおそれがあるため、できるだけ多くの団体が連帯の組織をつくり、勇気を持って同一歩調で進んでいくということが、周囲の目を要える上に役立つものと思われまふ。また、今後は正活動を進めてまいりますほどに、さまざまないやがらせが行なわれることと思いますが、女が不幸になる制度は、子どもにとってもしあわせをもたらはしないのですから、励まし合いながら16の傘下団体に呼びかけをしております。まず法定婚、籍を入れることを第1とするよう母親の注意を促し、同時に青年団との会合や老人クラブとの会合などで慣習を守ろうとする者の理解を求めるなど、女性にとって、娘にとって不利になる慣習の一扫に取り組んでおります。

このような勇気のある各種の運動とともに忘れてならないことは、男女を等質に考えることなく、男と女の区別をはっきりさせながら、常に人間として平等であると内省をすることであらうかと存じます。

そして、女性自身の甘えをなくし、女性蔑視の意識とことばを葬り去り、男性の理解と協力のある地域社会づくりをすることが、歴史の継承者としての私たちの責務であると思ひます。

さらには、乏しきがままに男女平等を叫ぶことなく、女性自身の成長と充実こそが男女平等へのステップであり、そのステップは女性みずからが建設し、みずから登っていかねばならないものであることを確かめ合い、連帯の輪を強め、広げていきたいと決意をしております。

◎ フォーラム

「男女平等と社会慣習」

司 会

後 藤 美 代 子

(NHK チーフアナウンサー)

講 師

松 原 治 郎

(東京大学助教授)

渡 辺 道 子

(弁 護 士)

活動事例発表者

福 士 忠 夫

(光星学院八戸短期大学助教授)

小 西 宏 子

(神戸市婦人団体協議会)
(婦人教育史グループ)

福 田 タ マ オ

(国際婦人年記念熊本婦人協議会)

インタビュアー

小 玉 美 意 子

後藤　初めに、松原、渡辺のお二人の先生方に、社会慣習についての背景や問題点などについて、それぞれのお立場から御意見を述べていただきます。

松原先生からお願いいたします。

松原　今年のテーマである「男女平等と社会慣習」を取りあげるにあたって、労働省では、事前に婦人少年室を通じて、全国各地から、男女不平等をもたらしているような社会慣習に関する事例をたくさんお集めになったわけです。その事例集は、きょう皆さまのお手もとにもお配りいただいているわけですが、私は、それを事前に拝見させていただきまして、私なりにまずそこから感じておりましたこと、あるいはその膨大な事例集から拾える問題点というものを幾つか拾い上げまして、その上で私の考え方を申し上げたいと思います。

まず、事例集を拝見いたしました非常に驚きましたことは、戦後、民主化の法体系、あるいは制度の改革が行われてまいりました。それから新教育を初め、観念としての男女平等論の展開というものが非常に華やかにこれまで行われてきたわけです。そればかりではなく、そのような男女不平等の問題を現実の社会制度の場面の中から取り除くための努力は、たとえばきょう午前中の大臣のお話にもございましたように、30年にわたる労働省を中心にしての御努力などもおありになるわけですし、その他文部省など各方面からの実践的な御努力があったはずなのです。ところが、そういう表面上の法体系や制度の改正、あるいは観念としての男女平等の浸透ということが行なわれたにもかかわらず、そういった私どもの日常生活の底流にどんでいる古い払拭しきれないものが、非常にどろどろと多く存在するという事実には驚いたわけでございます。

私も社会学の立場で、終戦後割合に早い時期から農村社会の勉強などをいたしてまいりました。そして日本の農村の民主化といったことが、あるいは家の民主化といったものが、どういう形で克服されるのかといったことを勉強してきたつもりなのです。ところが、高度成長経済の体制のもとで、いつの間にか表面的な変化のほうに目を奪われてしまって、その背後にあった古い、そしてそれが確実に男女不平等をもたらしているような、社会慣習といったことを、私ども放置してきたのではないかという気がして仕方がないわけです。

そこで、事例集の中から――ここでは、幾つかの類型に分けておまとめいただいておりますけれども私なりにそのよって来った原因を含めて幾つかの条項に分けてみますと、次のようなことが指摘できそうな気がいたします。

一つは、昭和23年以降、憲法はもとより、民法の改正に伴って払拭されたはずのいわゆる「家制度」というものが、今日も日常生活上には残存しているという事実がたくさんある、たとえば旧民法の体系の中にあった男女不平等の規定、あるいは女子の無能力規定というものが払拭されたはずであるにもかかわらず、現実にはたくさん残っているという事実が第1にはあります。

第2番目に、若い人を含めて、女性自身が持っている結婚観や家族観の問題がある。たとえば、女性が高い教育を身につけるといことが今日では嫁入り道具になっているとか、あるいは婚期が遅れることが心配だとか、そういった観念というものがある意味では男性の結婚観を前提とし、もしくは予想して、女性自身がみずから再生産してしまうような、そういう結婚観というものが若い人を含めて非常に多く残っているという事実が感じられました。

それにかかわってこれはもっと基本的な問題になりますが、3番目に、家庭における役割りの固定的観念が、単なる観念としてではなくて日常的な行動次元で保持されている、「男は外で働き、女は家庭を守る」といった観念が日常的に保持されている、たとえば幾つかの調査結果からいっても、台所になぜ男性を入れないのかというような問題に対して、これは共働きの婦人を含めて、やはり台所は女性の城なんだという観念をお持ちだというようなこともございます。こういった観念が、午前中の御報告にございましたように、学校教育あるいは家庭教育を通して、またさらに子供たちの中に再生産されていくという事実を私どもも軽視するわけにいかないという気がいたします。

それから4番目に、慣習的な次元で私どもがお互いに保持させてしまっているような社会的な事柄がたくさんあるのではないかと気がいたします。たとえば人を呼ぶときに、個人の名前で呼ばないで、何々さんの奥さんとかうちの主人がといったように、意外に日常的な次元においてお互いに保持しているようなこと、しかも女性自身の相互交流の中においても保持しているような、そういう観念がありはしないかという気がいたします。

5番目にはさらにそれをもう少し広げて、社会的に通念化された価値観という形で、実質的には、結果として男女不平等をもたらすような——それは価値観ですから、社会的に望ましい道徳なり望ましい規範として認識されているわけですが——そういうこともあろうかと思うわけです。たとえば、女性は控え目であることが美德であるといったようなものが、そういうことばを使わないまでも、実質的には社会的に望ましい価値観として期待されている。あるいはこれがいいこととは必ずしも言えないとしても、女性がたばこを吸うことをことさら特別視するといったような観念もある。そういった社会的に通念化された形で私ども自身が保持しているものがあるのではないかと考えられます。

それから6番目に、さらにもう少し社会的次元に広げて考えますと、かなり制度化された形で男性中心の社会が生み出している不平等がある、そのような不平等は、午前の御報告にございましたように、各種の、国民あるいは住民の立場で参加すべき行政への参加の場面、たとえば審議会であるとか各種の委員会であるとかいったようなものの参加における著しい男女の不平等の問題もございますし、それだけではなくて、たとえばPTAの主力メンバーは実質的には女性であるにもかかわらず、PTAの名簿は必ず男性の名前になっているとか、あるいは家の表札が男性の名前しか表示されていないとか、そういういろいろなことを含めてあげたらきりがないうほど、そうした全体として男性中心社会がつくり上げられているという事実を、私どもは日常的に払拭しきれないでいる面がたくさんあると思われるわけ

です。

それから7番目に、もう少し広い観念で、女性の生理と男性の生理といったようなものを能力の違いに置きかえて、女性はこの水準の能力しか持ち得ないということを前提にした社会運用、あるいは社会への女性の処遇ということが行なわれているわけですし、それからさらにそのことを裏打ちさせるような形で、女性の生理や母性という事実をハンディキャップのごとくに取り扱いような保護論が一方である。労働における女性の保護といったような問題は、本来的には、女性が男女等しい形で労働に参加させることを可能にするという前提にたつて、つくられたはずのものが、逆に女性のハンディキャップとされて、法的にもあるいは社会的にも容認するような形で固定化させるという役割りを果たしている側面があるかと思われるわけです。

さらに女性の性の関連からいいますと、女性の性というものを享楽の対象にするような慣習とか、商品の販売の方式、あるいはもっと性そのものを商業の対象にするような営業が行なわれるとか、そういったようなことは依然として展開しているわけです。

以上乱雑に申し上げたわけでございますけれども、そういうことを通しまして、それではそれをどう乗り越えていくかということとはあとで申し上げることにして、そのような現状の問題点を全体として整理してみますと、二つの整理の仕方があると思います。

一つは、歴史的にいつて一体それがどういう社会的背景で獲得されてきたのか、あるいは生じてきたのかということ。それにつきましては、きょう、神戸の婦人グループの方々の非常に緻密な御研究がございましたのでつけ加える必要はないのですが、考えてみますと、歴史的にいつて最も古くからあったと思われるのは、労働の場における忌みの慣習だと思うのです。つまり女性が入ることによって不浄になるといったような観念などはかなり古くからあったのだと思いますが、ただしこれはできた段階ではむしろ——たとえば沿岸の漁村地帯の場合に、女性が山の神であり男性が海の神であるという形で——案外おらかな機能上の分担を示すためにつくられていた慣習なのかもしれないのです。ところがそれが生産様式が変わるに伴って、もとの発生した時点から形骸としてだけ残って、女性が船に乗ることを忌み嫌うとか、あるいは女性がトンネルに入るとは山が汚れることになるかというふうな表現がされることが実際に行なわれてきているというように思うわけです。

そのようなものに次いで出てまいりましたのが、先ほど御指摘にございました江戸時代中期以降、むしろ家制度が確立してくる、つまり封建体制が安定してくるに伴って、むしろ家を中心にした職業の固定化を保持しなければならない、その職業の固定化を継承させるためには、後継者を中心にする一系制を保持するような形で、一切家の中の生活慣習を整える、つまり次男、三男は長男よりも下である、あるいは家の跡継ぎに最も近い男性と比べると女性のほうが家を去るわけですから、女性は軽視されるといったような形で、むしろ江戸時代中期以降、家制度の確立過程の中で生じてきた男女差別があるわけです。それが先ほど言いましたように「女訓書」とかあるいは「女大学」といったような形であらわれ

てくるわけですが、しかし、それにもかかわらず、江戸時代の末期まで都市の庶民とかあるいは農家の生活の中には、もう少し生産と密着した家の慣習体系があったわけで、必ずしも武家的な家制度だけが強固に保持されてきたわけではないわけです。

ところがそれが明治になりまして、「明治民法」が制定されるときに、逆に、かつて武家的な社会に保持されていたような「武家領主的家制度」というものをそのまま近代法の中に法制化させることによって、むしろ明治以降再生産してきた側面が非常に強くあるのではないかと、足入れ婚などについても似たような事柄なので、明治以降、むしろ戸籍法の体系ができてくることによって、逆に足入れ婚といった制度が保持されてくる、戸籍を汚さないようにといったようなことがつけ加わってくる。近代社会の中でむしろそういうことを保持することによって、逆に資本主義の発展をある意味からいうと、底辺が支えていたような面がある。それを女性に押しつける形で支えてきたという面があったのではないかと、このように思われるわけです。

そればかりでなくて、第2次世界大戦後、戦後の法制度の改正あるいは法体系の近代化にかかわらず、逆に高度成長のひずみの中でそれを埋める形で、制度としてさらに底流化させて保持してきた男女不平等がある。というように一応四つぐらいに分けて捉えてみたわけですが、どのような歴史的な背景の中でそれが存続してきたのかということを見分けることによって、私たちが一つ一つどう解決し得るのかということに接近すべきだろうと考えるわけです。

そこで、いま歴史的な方向でもってその問題点の整理をいたしましたけれども、今度は少し社会学的な観点で、もう一度先ほど列挙いたしました社会慣習上の不平等を整理し直してみますと、私は三つぐらいの点を指摘できるのではないかと考えています。つまり、これが社会慣習として残っているという事実を前提として考える場合には、三つのことを考慮しなければいけないように思われるわけです。

第1の点は、それが社会慣習である限りにおいては、私たち自身の家庭とか職場とか地域社会という日常生活の中で、長年にわたって繰り返してきたことによって保持されてきているわけです。それを今日存在せしめ存置させている保証というのは、決して外から与えられているわけではない、法的に与えられたり制度的に与えられているわけではない、つまり私たちがそれを存続せしめている根拠は、自分を含めて皆がともかく繰り返しているということ以外にないわけです。繰り返しているということが、それを存続せしめてきているという事実を、私どもまず確認してみなければいけないということが第1点です。

それから第2の点は、今日、社会制度とか法律とかいうたてまえの側面においては、つまり表面的には、かなり全面的に男女不平等を否定しているという形をとっているわけです。しかしながら、現実の日常の行動や生活の場面においては、先ほど来指摘しておりますたくさんの不平等の問題がある。としますと、制度と現実がずれる形でもって、今日社会慣習の中に男女不平等があるという問題を考えなければいけない。そうだとしますと、私どもが戦後確立してきた社会の制度というものがはたしてそれで

よかったのだろうか、あるいは、現実との間のずれを埋めることのできない力の弱い制度であったことそのものがもう一度検討されなければならないというように思われますし、それから表面上とかたてまえ上、不平等でないだというようなことをむしろ男性側から武器にされるおそれがあるわけで、そのずれているということを前提にしてものを考えておく必要があるということが第2の点です。

第3の点は、さらに慣習というのは、日常的、具体的な行動次元で保持されているものですから、抽象的、一般的に女性の地位とかあるいは男女の差別とかいう議論だけでは解決できない多くのものを持っている。たとえば個々の具体的な職場の中で、あるいは学校の中で、あるいはコミュニティの中で、男女の差別の問題というものがあるわけで、これは絶対値としての男性と絶対値としての女性としてあるのではなくて、その場その場の相対的な男女関係の中で保持されているという事実を考えなければならぬ。したがって、具体的な場面の中でそれが現実差別になっていることをえぐり出し、そしてその中で具体的に解決していくという努力を一步一步していかなければ解決つかない。そういう具体的な社会慣習の問題を、今回この会議で取り上げになったことは、非常に私は賢明なお考えだったのではないかと考えております。

最後に、家庭という場を離れてもう少し機能的な社会的場面を考えてみますと、家庭の中で存在しているような社会慣習を職場の中に持ち込むことによって——これは戦前の日本の職場というのは一切そういう形をとっていたわけですが——それが今日の職場の中における男女不平等をもたらしめているわけです。ただ、それを解決するとき、職場の中における男性は、女性は、という言い方で解決しようすると必ず出てまいりますのは、男性に対して女性が自己主張をしようすると、女だてらにとか、あるいは逆に女でもという言い方で反撥されるおそれがあるわけです。機能的な集団体系の中においてそれを解決するときに必要なのは、それが男性であろうが女性であろうが、機能の面で能力のある人がその仕事をするという本来の体系があるはずなんで、その本来の体系を横に置いて、男性と女性に対決するような形で議論することは、本来民主的な職場のあり方あるいは機能的な職場のあり方にとってプラスとは必ずしも言えないということになってまいります。その辺のことも最後に考えておく必要があるだろうと考えております。

後藤 どうもありがとうございました。松原先生には、収集された事例を整理分析して、男女平等を阻害している社会慣習の実態、問題点、背景などを御説明いただきました。では渡辺先生お願いいたします。

渡辺 今年は非常に多くの法律相談を受けましたし、また、地方へたびたび行く機会がございました。そこで触れた問題を通して、私は自分が思っていた以上に家意識がまだ根深く残っているのに愕然といたしました。家意識がなくなるまでにはまだ50年はかかるだろうと、口では私はよく言いま

すけれども、心のどこかで相当程度民主化しているだろうということを秘かに思っていたのでございますが、そんな甘い考えをびしっとやられたような思いがいたしました。今年は憲法施行30周年、来年は新民法30周年を迎えます。そのときにあたって、あらためてこれらの法律の基本精神がどこにあるのかということ、それを私どもの生活の中に問い直してみ、どういうふうにしていったらこの基本精神を生かしていくことができるのかということをおは考え続けてきました。きょうここでこういう主題のもとに、皆様と一緒に考えることができるのはたいへんうれしいと思います。何か一つの実践でも、全国各地で一緒にスタートできたらという願いをもってここに参加しております。

この6月ごろ、東京に近い兼業農家の婦人が相談に見えました。夫の遺産の相続について、子供は4人いるのだけれども長男に全財産を継がせたい、どのようにしたらいいのかという質問でございました。嫁の立場に20年近くいたというこの婦人は、おそらく家の制度の重みを涙とともに受けとめてきた人だろうと思うのです。ところがこの婦人が、いまの法律がどうなっているかは私はよく知っております。でも長男に家を守ってもらいたい、自分の代に祖先からの財産を散らかしたくないんですと。そういうふうに言い切るその婦人の顔を私は暗然として見つめました。勤め人である長男夫婦の自由を束縛することになりはしないか、全財産を継がせても、はたして長男が自分の思いどおりに家を守ってくれるかどうか、あるいは自分がやろうとしていることが男女差別の根源となった家の制度を維持していくことにつながるんだというような、そうした一切のことを考える余地もなく、ただ家というものとらわれていらっしやるのでした。

またその数日後に訪れた婦人は、再婚したが籍を入れてくれない、先妻の子供たちが、籍を入れれば後妻が父の財産に対して3分の1の相続権を持つことになる、そういう理由で強硬に反対しているわけです。夫は籍を入れることに反対ではないのですけれども、将来子供の世話になるかもしれないという気持ちを持っているのか、子供の反対を押し切ってまで後妻の籍を入れようとし、私の立場は不安定でたまらないのですというふうに訴えるのです。旧民法のもとでは、ごく例外的な場合を除いては、相続権がなかった婦人に新民法が相続権を認めたことは、婦人の地位を高めるのにどれほど役立ったかわかりません。ところが相続権を与えられたために籍が入らない、すなわち結婚届を出して法律上の妻となれないという皮肉な現象が起こってきたわけです。結婚は、「両性の合意のみに基いて成立し」と法律が規定していても、この婦人の夫のように子供に気兼ねをして届けを出さない、こういうふうな夫なら、おそらく妻のために遺言をして遺産を分けるなんというようなことはしないでしょ。法律が言う結婚の自由とは、合理的な理由なしに自分の結婚が妨げられないことを意味すると同時に、他の人の結婚の自由を妨げてはならないことを意味しています。子供が自分の懐に入る財産が減るからといって父の結婚の自由をじゃまするなどということは、もってのほかです。法律の規定にある人間を人間として大切にするという精神が、全く理解されていないわけです。法律が施行されて30年たったいまでも、どうして法律と現実とのずれがこのようにあらわれてくるんでしょうか。

最近NHKが放映している「日本の戦後」というドキュメンタリー・シリーズをごらんになった方は、戦後の改革がどのようにしてなされたか、その一端をごらんになったわけですが、このシリーズはまだ続いていくわけですが、日本の無条件降服とその後の日本の国政の基本的な方向、すなわち民主化すべしという指示を織り込んだポツダム宣言を受諾したことによって、日本は連合国最高司令部すなわちGHQから、その指示の実現を迫られました。そしてそのことによって新憲法が誕生し、新憲法はその第24条で、結婚の自由と家族生活に関する法律は、すべて個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないと、そう規定していることは皆様よく御存じのとおりでございます。個人の尊厳と両性の本質的平等に基づくということ、それは旧民法にはなかった原理です。そこで、この原理に立って旧民法の親族編、相続編が全面的に改正されることになりました。この新しい原理に全く相反する旧民法に盛られていた封建的な家族制度は廃止されることは当然のことでありましたのに、改正を審議した審議会では、家族制度は廃止すべきではないという主張が強硬に打ち出されたのです。かって明治民法をつくるとき——これは明治31年でございますけれども——に主張された議論とはほとんど同じ議論がそこで繰り返されていることに、私どもは驚くよりほかにはないわけです。それは戦前の意識をそのまま持っている人たちが指導層に多くいたということを意味しています。家族制度廃止に賛成、反対の激論が続く中で、どこからともなく、GHQは家族制度を廃止する意向だということが伝わってきました。当時のGHQは最高権力を持っていたので、反対者もやむを得ないとして引き下がって、やっと家族制度廃止がきまったのでございます。ところが、あとでGHQはそんな意向を表明しないということがわかって、反対者の人たちは、あの決議は無効だと騒ぎ立てたのですけれども、もうそれはあとの祭りだったという話が伝えられています。このようにしてつくられた新民法が規定する家族生活は、平等の権利を持つ男女が、合意によって結びついて協力する夫婦中心の家族生活で、自分で考え、判断し、行動する独立の人格者としての人間を前提にしています。

ところが、長い間家族制度の中で、自分を持たず寄りかかって生活してきた人々は、そんなに急に家族制度意識から抜け出せなかったのです。その意識改革が徹底してなされなかったところに問題を残したわけでございます。本来なら、法律というものは国民の生活意識が向上して、現在ある法律では間に合わなくなったときに改正されるものです。ところが当時の日本は急速に民主化を迫られたという特別な事情があったので、現実の生活意識よりもずっと進んだ法律がつくられてしまったわけです。そこで、国民は法律の線まで追いついていかなければならなかったのです。この30年間にいろいろな人の努力、ことに婦人たちの懸命な努力でもってある程度民主化は進みました。ここにこうやって皆様が地方からたくさん泊りがけで出て来ることができるということ、そして男女差別と社会慣習なんという問題について議論をするなんていうことは、戦前を知る私どもにはとても考えられないことでございます。その点だけでもたいへんな進歩だと思います。しかし午前中報告された男女差別の社会慣習は、あの報告の中にほんとうによく出ておりましたように、そしていま松原先生の御指摘の中にありましたように、全

全国各地に根強く残っています。外面近代的な形態をとる職場の中に家意識が持ち込まれております。それが結婚退職制とか若年定年制とか差別定年制、あるいは賃金の差別となってあらわれています。また、整理、解雇にあたっては婦人労働者がまずねられます。昭和41年以降、裁判所で幾つも差別を違法とする判決が出ているにもかかわらず、依然として差別は職場に存在しています。労働省婦人少年局が5年間の間にこれらの差別をなくす施策をとると宣言なさったのは、この現状を何とかしなければならぬという一つの意思のあらわれであろうと思います。男女差別の社会慣習を、それではどういふふうになくしていったらいいのか、なくすためには国での自治体側の施策が必要なことは言うまでもありませんけれども、何よりも婦人たちが立ち上がることが大切だと思うのです。華やかなキャンペーンも効果がないとは思いますが、それよりも身近な地域の問題に、じみに、執拗に取り組むことが大切です。午前中の報告にありましたような、ことに熊本というたいへんな地域であのようなことをなさったということ、あれは一つのほんとうにいい例だと思います。まず、私どもが不合理な差別があると気づいたら、それに反対の意見をあらわす主体性と勇気を持ちたいのです。1人の人が立ち上がり、次第に連帯する人の輪を広げていく、そしてまた、目醒めた男性にも働きかけて協力体制をつくっていく、そういうふうな活動の中で、いつも私たちは人間を大切にするからこそ私はこのことをするんだというその原点を忘れてはならないと思います。この原点に立っていれば、ときには古い意識の人たちをあとと驚かすような思いきったことをしたとしても、それに反発して、かたくなになり背を向けてしまうということはおこらないでしょう。この原点に立って活動してこそ、私たちはその活動の中で人間として自分を育て、成長していくことができるだろうと思うのでございます。

後藤　ありがとうございました。法律相談や婦人問題の実際のお仕事を通して感じていらっしゃる男女平等のたてまえと現実との食い違い、その実態とか、よってきた背景をお話してくださいました。

それでは午前中に発表なさいました3人の方々に、補足説明があればお願いしたいと存じます。福士忠夫さんからお願いいたします。

福士　私は現在、幼児教育専門の女子短大につとめております関係上、男女の不平等の原点はやはり幼児教育にあるという——特にお父さんお母さん並びに保育者の態度がやはりその原点であるという観点に立ちまして、男女平等という観点から幼児教育というものをとらえ直しながら、学生に教育しております。そこで、具体的な保育の内容をめぐりまして、では一体現在の日本で、小学校以前の幼児期において、児童文学とか童謡、あるいは最近では劇画とか漫画とかいろいろなものがございますが、特に幼稚園や保育園で具体的に歌われている童謡の内容の中で、はたしてどのような母親像なり父親像なりを描いているか、やはり歌というのは繰り返し繰り返しうたうことによって、人間の脳髓にしみ込ませて意識化するというものでございますから、日常の保育活動、特に集団生活の中で歌われている歌の中

でお父さん像やお母さん像が徐々につくられているといういみから、どういふ歌が歌われているかを調べてみたことがあるのです。

最近歌われている幼児と最も密接な関係を持つと考えられる母親にまつわる歌というのは、非常に典型的であるということです。つまり、どういふのがお母さん像かといえますと、まず、食べ物を用意しているという場面、洗濯や掃除というような役割りを持っている場面、そういう形でお母さんが歌われているのです。もちろん現在歌われているものでも古い歌には、針仕事とか畑仕事などの生産活動をしているお母さんとか、そのことによって子供に感謝されたりする母親の像がございすけれども、最近の新しい歌に出てくるママというのは、母親というよりはむしろ食べ物、洗濯、お掃除だけをするやさしいお姉さんといえますか、そういう面が強く出ているのです。実際のお母さんたちは仕事を持ったり教育に関心を持っているのですから当然いろいろなお母さん像があってしかるべきなのにもかかわらず、何か一つの方向だけにしか描かれていないという面に非常に問題があるのではないかと思います。だからそういう面で、もっと多様な歌がつくられてもいいのではないかと、私は以前、放送されている歌の歌詞を分析した時にも、そういうお父さん像なりお母さん像なりの役割りが実に固定化しているということを感じたのです。そして一方、パパの歌はどうなのかというとお父さんの歌というのは若干ありますけれども、あまりないですね、お父さんが登場したのは比較的新しい歌の形なのです。それはお父さんが子供にとって身近な存在になったということと、女性の作詞者がふえたということなどがその原因と考えられますけれども、とにかくこの少ないパパの歌はママの歌に比べればはるかに多面的なタイプのお父さん像が出ているということは事実です。それから、その中で男の子に対しては、先ほどの御発表の中にもありましたように、多少人に迷惑をかけたり乱暴なことをしてもいいという内容が歌われており、反対に女の子ならいつも行儀正しく、すなおで、すべてが枠にはめられたような生活をしなければならないような非常に差別的な内容が歌の中にも出ているということですね。それからもう一つ、お父さんとお母さんと一緒に働いているとか、台所で一緒に家事をやっているとかいうように、一緒に働いているとか共稼ぎしている場面の歌というのはこれも新しい歌の形式で、いまの範囲内では一つぐらいしかございせん。

そのように見えますと先ほど申し上げましたように、いたずらしてもよいのは男の子だからという内容の歌があることと思ひあわせてみると、冗談ではなく、もう生まれてもの心がつく、いわゆる就学前にすでにそういう役割分担が固定化し、それが集団的な中で教育され、小学校、中学校、高校、大学へと続き、さらに社会に出てがんじがらめになっているということなのですから、男女同権に関する意識改革ということとは、並たいていのことではないということを私は痛感いたします。したがって、お父さん像もお母さん像も、もっと多様化した歌がつくられてもいいのではないかと、これはむしろ童謡なんかつくる作詞者にそれをお願いしたいと思います。

後藤　　ありがとうございました。

小西　　神戸市の婦人問題協議会が行ないました婦人問題は、先ほどこちと御説明いたしましたように、婦人ライフサイクルのグループ、それから婦人教育、教科書グループ、法制・税制の四つに分かれて調査を行なったわけですが、婦人ライフサイクルのグループがいたしましたところの問題を皆さま方に聞いていただいたら参考になるのではないかと思いますのでご紹介させていただきます。

婦人ライフサイクルというのは、もともとは女性の一生のふしぶしてどうあるべきか、どういうことが問題になっているのだろうかというようなことをもう一度掘り起こしてみ、それを神戸市という一つの地域に住んでいる女性の問題として、もう一度反省をしながらとらえ直してみるというような目的で始めたものなのですが、そのグループが、女性の意識を改革するために女性の一生を寸劇にいたしまして、神戸市の各単位婦人会に訴えたことがございます。

その内容は、赤ちゃんが生まれたときに、病院で看護婦さんがまず最初に、「女のお子さんです」と言って出てくるわけです。そうするとおばあちゃんはがっかりするわけです。そしてその次に、2番目の子どもさんだと思いのですけれども、もう一度看護婦さんが「お目出とうございます、男の赤ちゃんです」と言うのです。そうするとおばあちゃんが「ああよかった」と喜ばれるわけです。それからまた次のシーンでは、この子どもが学校に行くようになったのだと思うのですけれども、お母さん同士が買い物かごを持っておしゃべりをしていて、「おたくのお子さんは今度はどなたが担任になられましたか」ということを聞くわけです。すると片一方のお母さんが、「私のところは今度は男の先生にあたりました」と言うのですね。そうすると片一方のお母さんが「うらやましいわ、私のほうはまた女の先生です」とおっしゃるのです。そして「女の先生は家事とかうちの御用が忙しくて授業に専念していただけて困りますね。というような話をなさるわけです。そして3番目のシーンになりますと、お母さんたちがもう一まわり年を取られて子供さんが成長されるわけですね。そしてさっきのお母さん同士がお会いになって話しなされている中で、「おたくのお子さんは就職なさいましたか」と聞かれると、片一方のお母さんは「ありがとうございます。おかげさまで私の娘も今度教師として就職することになりました」。片一方のお母さんは「いいですね。先生は公務員だから給料は男の方と同じにいただけるし、職場の条件も同じで、ほんとに公務員の先生が1番いい職業ですね」というふうに言って別れられるわけです。それから最後のシーンで、このお母さんたちの子どもがもうひとつ大きくなって結婚なさるわけです。そしてお母さんが自分の結婚した娘の家を訪ねられる。そうすると娘さんのお婿さんにあたる方が奥から「お母さんいらっしゃいませ」と言って出てくるのですが、娘さんは応接間か居間で絵を描いているわけです。そうするとお母さんはそれを見て、「あなたいいご主人にあたったね」とお喜びになるわけです。そして片一方の同じお母さんが自分の息子の家に行かれるわけです。そうした

ら息子さんが奥で生まれたばかりの赤ちゃんに乳を飲ましていらっして、その息子のお嫁さんが「いらっしゃいませ。いま主人は奥で育児をしています」と言います。そうするとお母さんは息子に「あなたはお嫁さんにそんなにべこべこしないで、そんなことまでする必要はないじゃないの」というふうに言われるわけです。そういう劇をあちこちに持って行って訴えました。そうするとやはり皆お笑いになるのです。お笑いになるのですけれどもどうでしょうか、やはりそれが私たちの意識の底にある本音というか、社会通念として定着してしまっている一つのガンではないかと、笑いながらも何かこれではないかというような気持ちになるのではないかと思います。

それからもう一つ、法制・税制というグループでも、現在法律などもかなり女性に対して不平等の面もあるということは確かですけれども、一方で女性が法律をあまりにも知らないというようなことにも原因がある。先ほどの渡辺先生のお話にもありましたように、やはり無知であるがために女性がなかなかしなければならないという場合もたくさんあるということに気がつきましたので、「ともしび」という名前のガイドブックを作成し、女性がいざというときにこれを知っておれば泣かなくても済むのではないかなというようにことをまとめました。そういうような活動を婦人問題の中に入れていたしております。

後藤 ありがとうございます。次に福田さんをお願いいたします。

福田 午前中にもちょっと触れましたように、女性自身の成長充実ということは平等を叫ぶ前提として、やはり私たち女性がしっかり考えなければならないことで、いま小西さんがおっしゃいましたように、勉強するということは大へん大切なことだと思っております。しかしながら、私たち女性の中には、例えば働くにしても、幼稚園に子どもを預けるときに何か荷物を持ってきてぼいと投げやっていくような預け方をしていくお母さんがあるとか、また御飯も食べさせないで学校や幼稚園にやるとかいうような非常にお母さんとしての努めを完全に果たさないで、御主人の給料だけでは自分の洋服も買えない、おしゃれもできないからというようなことで、子どもも家庭もおっぱり出して、何の能力もないままに、ただ虚栄のために仕事に行き、その結果、青少年を非行に走らせて社会問題を起すというような非常に愚かなお母さんはなきにしもあらず、と言わざるを得ない現状があるわけでございます。ですからそういう私たち一般の女性同士がもっと成長してりっぱな女性になること、それがまた平等を叫ぶ前提にならなければいけないのではないだろうかというように思っております。

後藤 ありがとうございます。続いて2人の先生方、何か補足することがありましたらお願いいたします。

松原 お3人の午前中といまのお話に係って、私のほうから質問あるいは問題点の提起のようなこ

とをちょっとさせていただきたいと思います。私は午前中、福士先生、小西さん、福田さんの3人の話をお聞きしております、ちょっとこういうようなことを感じたのです。

2点ございますが、その1点は、これはここにおいでの方も私と同じような感じを受けた方がいられるのではないと思うのですが、といいますのは、福士先生は午前中の最後の結論のところ、幼児期より家庭における分け隔てない男女の家事分担と手伝いとを男女平等の役割り是正の原点であるとおっしゃった。同様のことは小西さんの教科書グループの分析などの中からも、お母さんが台所で仕事をしてお父さんが新聞を読んでいるという絵も出ましたように、ああいっただ姿を持つ問題点を御指摘になったわけです。ただそういったことをお聞きしております、きょうの会合に進んでご出席くださった方々も、おそらく頭の中ではその意味はよくおわかりになっていると思うのです。しかしその胸の中になってくると、ほんとうに家庭の中で一切男女分け隔てのない子どものしつけ方をしているのだろうか、といったような疑問をお持ちの方もおられるのではないと思うのですか。その辺の疑問を議論し、胸のほうでもわかるような形でつかんでいきませんか、いつも観念のところでは男女不平等は是正すべきであり、家事に関しても一切男女の分け隔てをなくすべきであるというふうに考えるけれども、実際の日常の自分の生活慣習の中では、必ずしもそうやろうというように踏み切るにはどうも引っかかりがある、それが現実なのではないかと思うのです。したがって、そこでやはり問題は、家族であろうと職場であろうと同様であると思いますけれども、特に家族という生活体系を保持する上で、それぞれ置かれた立場に応じて、これは男性である、女性であるというものが持っている立場ということも含めて、その家族を維持するのに必要な共働——共に働くという共働あるいは機能分担とは何かということ、それぞれの家庭生活の中から築いていく、そういう生活習慣といったようなものを日常的に築いていく努力なしに、観念として分け隔てなくということだけでは、どうも解決しないのではないか、というふうに思うのです。その問題は教育に反映いたしまして教科書に現われてきたときには、子どもさんの中には、「うちはお母さんはお父さんより先に御飯を食べて勤めに出ちゃいます」と言うお子さんもたぶんおいでだろうと思います。その子どもさんがそういう実際との違いに疑問を持たれ、教科書に描かれたああいっただ絵を手がかりにして、一休現在の家庭生活というのはどういうふうに保持されていくのかを議論するのがいまの教育であるべきなので、教科書そのものに書いてあるから、だから固定的に一切男女不平等の教育しかできないのだということにはならない。その辺を具体的な授業の場面の中で解決していくような努力が必要なのだろう、というふうに思っております。社会慣習とその解決ということは、そういう中で行なりべき事柄でないか、という気がいたします。

それからもう1点は、ちょっと角度が違いますが、特に熊本の福田さんが御発表になりましたあれだけの御努力は、大変なお仕事だったと思うのですが、ただあの中で私がちょっと気になりましたのは、たとえば、家庭の中における古い慣習の問題、それからもっと広い意味での村社会の中の、たとえば村仕事における慣習の問題、これが今日の男女平等を前提にする近代社会のあり方にとってマイナスに作

用する以外の何ものでもないというふうにとらえられており、確かにそのとおりなのですが、ではそれを解決していこうという段階で、私が引っかけましたのは、それでは男女平等の問題あるいは男女差別解消問題以前に、そういう古い慣習自体が存在していることそれ自身を問題にすべきではないのか。私は農村社会学を勉強した立場からいって、たとえば村仕事を持っている古い共同体保持的な運営のあり方自身は、ある意味でもう一度検討さるべきだというふうに思っているわけです。女性の不平等な扱い以前に、近代地方自治のあり方の中で、村落自治なり地域の自治を守っていくということと、それから生活確保の上で一体どのような住民がそういう仕事上の分担をすべきかということを含めて、新しい時代における地域社会の中で、コミュニティの連帯のあり方ということも検討さるべきであろうと思うので、それを取り扱うことなく男女の問題だけで扱っていいのだろうかという疑問をもつのです。そうしますと、逆に今度はああいふ補償費とか尻助金とかいふ金の問題で男女差をつけるということが解消されたとしても、むしろそういう共同の村仕事みたいなものが固定化されるのではないか、という気がするわけです。固定化されるというのは、社会慣習がある限りにおいてまた男女不平等が残ってしまうのではないか。そういう疑問が1点と、それからもう一つは、そういう問題を解決するときに、市長さんや知事さんに陳情するなど、行政的に働きかけをなさった、たとえばああいふ村仕事に対する男女不平等を解消するように努力してほしいと言われたこと自体は、一つの運動の方向として正しいことだと思いますけれども、ただ考えてみますと、ここで家庭内の社会慣習を私ども自身が解消していくのと同様に、あるいは地域社会の中での自治的な生活の慣習を私ども自身が民主化したり解決していくときに、一体行政が何をすべきかということをもう少し検討していく必要があるので、そういう家庭内の問題あるいは村の問題に、これは不平等なことをやっているのだからこうすべきであるという形で行政が介入すべきなのかどうかということに関して疑問があるのです。ただそういう古い考え方を固執しようとしていることに対する一種の啓蒙なり働きかけなりは必要ですし、それからそういった運動を婦人の方々が盛り上げてきたことに対して行政が援助の手を差し伸べるということは必要な事柄だと思いますけれども、どうも不平等を解消するために、県や市町村が個々の家や村まで入って行って、お前のところはこうだ、けしからんというようなことをする社会に対しては、私は若干警戒を要する気がいたしますものですから、水をさすような言い方をいたしましたけれども、ちょっと気になりましたので申し上げます。

後藤　それでは渡辺先生どうぞ。

渡辺　事例集を皆さんお持ちでいらっしゃいましょうか。9ページあたりに離婚の場合などに不平等な扱いを受けるというような事例が出ておりますけれども、そういうことを読みまして、私ちょっと家庭裁判所のことを皆さんと一緒に考えてみたいと思います。新民法ができて法律で与えられた新

しい権利を現実にかす手助けをするのは、家庭裁判所だろうと思うのでございます。そこには民間から選ばれた調停委員が事件を判事と一緒に扱うわけでございますが、まあおもになってやるのが調停委員ですから、その働きいかんにか非常に婦人の権利を実現できるかどうかということがかかってくるわけです。もちろん東京の場合もそういうことがあるでしょうけれども、地方に参りますと、大体その地方の有力者が調停委員になっていることが多いのです。それから女の方の場合は、団体の会長さん、会長さんでもいい方がありますが、大体たいへんな老婦人の方がおなりになっているわけです。そういう方たちがかえって古い意識で婦人の権利の実現を阻むような役割りをしていちゃるのを実際に見ることがあります。離婚に際して正当と思えるような額を請求しても、それを押えられてしまったり、あるいは慰謝料を請求したいと言うと、「お前さんそんなことをすると今度は嫁に行けなくなるぞ」というようなことをおっしゃるというような現実もあるというわけです。ですから、調停委員にはほんとうにいい方を選んでいただくということがとても大切なことです。皆さんの手で推薦できるものでございますから、会長さんがいい方であった場合はいいんですけども、そうではない場合には、会長さんというふうに安易に推薦なさらないで、そこは心を鬼にしてでも全体の婦人の立場をお考へになって、ほんとうにこの方ならばという方を選んで推薦するということ、そのことからやはり一歩が始まっていくのではないかと思います。そのことはぜひ地方にお帰りになりましたならば、皆さんの地域地域でもってなさっていただきたいと思います。

後藤　ありがとうございました。それではこれから会場の皆さん方から、事例発表者の方々及び講師の先生方への御質問や御意見をいただきたいと思います。会場の進行はインタビュアーの小玉さんをお願いいたします。

小玉　それでは私が会場の皆さんの御質問、御意見をお受けしたいと思います。

まず初めに、午前中に活動事例を発表して下さった方への御質問や御意見がありましたらどうぞ。

傍聴者Ⅰ　熊本県の福田さんにお伺いいたします。足入婚がいまだに多く行なわれているということをお伺いして、私はびっくりいたしました。木更津の私のほうでは3、40年ぐらい前にはあったことでございますけれども、現在は姿を消して若い方々もほとんど自分で相手を見つけ、そして婚姻届けと同時に結婚式をあげるという結婚の姿をとっておりますけれども、熊本では、結婚をなさるその当事者の若い方々が、その足入結婚をほんとうに喜んでそれに従っているのか、あるいはいわゆる親からそういうことを命令されていやいやながらもそういう形を続けているのか、お伺いしたいと思います。

小玉　どうもありがとうございました。次の方どうぞ。

傍聴者2 神戸の小西さんにお伺いします。教育問題と教科書の問題御研究で、学校の先生、特に女の先生から具体的に御協力があったかどうかということをお伺いしたいと思います。

傍聴者3 午前中の発表をお聞きしなかったのですがちょっと遠慮しておりましたけれども、ただいま補足なされた熊本の福田さんの御意見で非常に気になったことがありますのでお尋ねしたいと思うのです。

それは能力のある方は、どんどん仕事も家庭も両立させていけばいいけれども、働くお母さんの中には、家庭も子どももおっぱい出して能力もないくせに虚栄のために働く、そういう人があるというようなことをちょっとおっしゃいました。私は女が働くという問題は、どういうふうにとらえるかということが非常に大事なことで、もちろんたくさん働くお母さんの中には、外から見た場合に御指摘のように見られてもしかたがないような方があるとは思いますが、女の中で能力のある人はどうすればよい、能力のないくせにこうするのはおかしいというような女の中を分担わけするというのは非常におそろしいことだと思います。女が働くという問題についてぜひお考えをお聞きしたいと思います。

傍聴者4 私は男女平等とか婦人が社会参加をするということで一番必要なことは、保育所の問題が一つ大きくあると思うのです。従来子どもは家の中でお母さんが育てるという役割分担みたいなことが非常に執拗に言われ続けております。そういう中に、ほんとうに婦人が社会的に参加させるという機会を狭められている部分が大きくあると思うのです。現在はまだまだ保育所の入所基準が狭められておりますし、長時間保育の問題や産休明けからの問題など、実現しなければならない切実な問題がたくさんあるわけです。私は乳児保育所をやっておりますので、特にそういう問題から非常に関心を持ってきょうの会議に参加いたしました。その辺のところを福士先生あたりにお伺いしたいと思います。

傍聴者5 小西さんをお願いいたします。「男女平等と社会慣習」——平等ということにつきまして、私も大へん考えている者でございますが、さきほど女性のライフサイクルの話で、赤ちゃんのときからのことをおっしゃっておりましたけれども、男の人と女の人というのは、先天的に体質も違ういろいろな点について違った面が私はあると思うのですが、そういううえに立っての平等という点について幼児教育からどういう教育をしたらいいか、伺わせていただきたいと思います。

小玉 それぞれの方にいろいろの質問や意見が出されておりますので、マイクを壇上の方に返してお答えをいただきたいと思います。後藤さんよろしくお願いいたします。

後藤 それでは小西さんからお願いいたしましょうか。

小西 先ほど、研究活動の過程で、学校からの協力があったかどうかというようなことをお尋ねいただきました。確かに先ほど松原先生からお話がありましたように、教科書の中でどのような形で現わされていても、教育の中でそれを変えていくべきでないだろうかというような問題は、私たちも活動している中で痛感いたしましたので、教科書調査の内容科目は、道徳と社会と国語の1年生から6年生にしましたのですが、そのうちの、道徳の副読本をつくっておられる研究会の先生とたまたま御一緒に話をさせていただきました。そして、「教科書の問題点を私たちはこういうふうに思うのですが先生方はいかがでしょうか」とお話し上げたのです。そうしますと、教科書というものは——これは神戸のことだけでございますが——やはり人権を柱にしているんで男女の平等という観点はあまり頭に置いていなかった。しかし今後はそういうことを考えながら教科書をつくっていかなければいけないのではないか、というような感想をいただきました。そしてその場合にいまの世の中で「男の子だから」「女の子だから」という扱われ方はあたりまえのことだから、あたりまえのことをあたりまえの形で現わしているのは何もおかしくない。かえって子どもの情操教育の面で反対というか、こだわる現わし方をするほうが教育に対して問題が残るのではないか、というようなことをむしろ女性の先生方が問題提起をされて、確かにいままで気がつかなかったけれども、総合ビタミン剤と思っていたビタミンの中に問題なものがあればやはり直していく必要があるのではないかとすることを強く思った、とおっしゃいましたのは男の先生でございました。そういう形で私たちは、話そのものは先生方に真剣に受けとめていただいたと思います。現場で先生が男女平等ということを頭に置いて具体的に指導していただくことが、とりあえずの解決の道ではないかと思います。

それから道徳の教科書に関しましては、たまたま神戸市が教科書の改定の年に当たりましたので、私も意見を出させていただいたのです。その結果、52年度になりまして、女性の職業がステューワーズですけれども一つ多くつけ加えられたということがございます。それはやはり私たちがそんな形で訴えていったということの一つの現われでないかと思っております。

それからもう一つ、男女平等に関しての幼児教育をどうするかということでございますが、これはむしろ私の方がどなたからか教えていただきたいような気がいたします。ただ、また教科書の問題に参りますけれども、教育大学で学んでおります大学生、つまり先生の卵ですね、そういう方たちとも一度話しあいさせていただきました時に、確かに教科書の中には男女の現わし方に問題がある。だけれども義務教育に入ってきた段階ですでに「男の子だからこうしなさい」とか、「女の子はこんなことをしてはいけません」というような形で、幼児期の間にお母さん方から家庭でしつけを受けている。むしろ教科書の中に表現されていることが抵抗なく子どもたちに受け入れられるということは、それ以前に家庭教育の問題があるのではないだろうか、というようなことをおっしゃいました。私もそう思います。お母さんから手が離れるる歳児までは、やはり両親の考え方とか生活態度というものがすごく子どもに影響を与えると思いますから、その辺の時期の問題が一番大事ではないかと思います。両親の、特に母親の

考え方というのは、そういう意味でしっかりしていかなければいけないのではないかと思います。

後藤 ありがとうございました。それでは福田さんお願いいたします。福田さんへの御質問は、熊本の本の当事者の青年たちが足入結婚をどう考えているか、喜んで従っているのだろうかという質問が一つ、それから女性が働く問題について福田さんのお考えを伺いたいというものです。

福田 第1番のご質問でございますが、もちろん若い人たちは、特に女性はこれに喜んで従っているわけではありません。ある女の方が仲人さんと親の説得に負けていやいやながら足入をしたと申しましたように、すべては地域の傾向の中で親や仲人に巻き込まれて、子どもたちは全くその説得に負けて従っているというのが現状でございます。

それから2番目の働く女性をどう思っているかという点でございますが、これはちょっと私の舌足らずの説明でお受け取りになったこととの間に食い違いがあるようでございます。私は能力のある人のみが働くというようなことは思っておりません。またそういうことを言いたかったのではなくて、私たち組織の中でいろいろの問題や活動と呼びかけた場合に、婦人たちが一向出ておいでにならない。それで実態を調べてみると、先ほど申しましたような実態が浮かび上がってきたということに対して、私たちの取り組み方はどうあらねばならないだろうかという意味から申し上げたものです。そこで働く婦人に対してどう考えているかというお尋ねでございましたが、私は働く婦人の方々にはほんとうに敬意を表します。そしてその方々のために私は地域婦人会で保育所の問題を考え、有給休暇を取れるようなことを運動してみたいというようなことで、この方たちを応援しております立場でございます。たださきほど申しましたように、いろいろ問題をもつお母さんたちがあるということは、やはり私たちの組織の中から浮かび上がった現実として、やはりこれはこれなりに考えを改めていただくような手を伸ばしていかなければいけないのではないかと、ということを上上げたわけでございます。

後藤 それでは福士先生、先ほど保育所のことをお尋ねになった方がございますが、簡単にお答えいただきたいと思います。

福士 この参会者の中には、おそらく保育所の経営者の方もあるいは保母さんも、また保育所に関係する父母の方もおられると思いますが、私なりに一応知っている範囲でお答えいたします。

まず入所基準というのは、いわゆる「保育に欠ける」というのが、児童福祉法のたて前になっておりますが、昭和22年に児童福祉法が施行されて以来約30年近くになって、「保育に欠ける」という概念の解釈が変動してきているのではないかとことです。高度経済成長期以降の場合、保育に欠けるということは、もはやある意味ではすべての子どもさんが保育に欠けているというのが現実でございます。

したがって保育に欠けるというのは、お母さんが生活に苦しいために働いてそのために保育に欠ける、そういうような状態ではなく、すべての子どもが保育に欠けている条件が満ち満ちている。たとえば都会に行けば遊ぶ場所がない。遊ぶ場所がないのではなくて一般的に都会に行けば行くほど、遊ぶ場所を大人が奪っているということ、それから高層密室のアパートやマンションという住宅問題とか核家族というようないろいろな問題で、保育に欠けるという条項のものはもはや形骸化したり変質してきている、どなたも保育に欠ける状態になっているという意味で、入所基準と実態が合わなくなっているということです。

それから産休明けの問題ですが、一体いつから入れるかという入所条件は、その自治体の財政能力によって違いますし、産休明けのお子さんを保育所で集団保育するということとはたしてどうかという議論もいろいろございまして、学者や現場でも非常に議論が錯綜しているところでございますけれども、現実問題として、やはりどうしても働かなければならないという実情のある父母の場合は、産休明けからの集団保育もやむを得ないと思います。そういう意味で産休明け問題なんかの場合は、ただ単に保育問題だけで解決つきませんで、もう一つ労働の問題のほうから働く労働者の問題としても出てきますので、当然この双方から検討すべき問題になってくると思います。したがって満1歳までの母子でありますれば、当然育児休業法の適用を受けるということで、その適用の職種を拡大するか、あるいは男も当然育児問題にかかわり、満1歳までは男子に対しても育児休暇があってしかるべきだとか、労働時間の短縮でも産休明けの問題などと非常に関連する問題だし、また保育内容の問題や長時間保育についても父母と保育労働者の問題もからまっているわけです。それから非常に保育費が高いという問題もからまってくる。そういうもろもろの条件が整備されない限りは、乳児をかかえた女性がなかなか男女平等に会合に出席したり社会的に発言するというチャンスがないということではないかと思います。

小玉 それでは一応発表者の方への御質問が終了しましたので、今度は松原、渡辺両先生への御質問、御意見をお受けいたしたいと思います。

傍聴者 6 松原先生にお伺いいたします。女性が社会に適用するという社会化でございますけれども、男性の社会化はいつどんなふうにして行なわれたのでしょうか。

それから渡辺先生にお伺いいたします。離婚問題で、日本の女性が、慰謝料としてもらえる平均は10万円とか12万円とかいうことを読みましたけれども、これを離婚なさる方から税金のように取り立てましてブールし、その離婚により不利益をこうむった方の救済に充てる、そういうような組織はないものでしょうか。

小玉 大へんユニークなど発言ありがとうございました。次の方どうぞ。

傍聴者7 渡辺先生にお伺いしたいのですが、私の感想をまじえて申し上げたいと思います。先ほど調停委員の質の問題が出たと思うのですが、いったん調停委員になってしまいますと、その方は変わることなく20年、25年と任に携っているのが現状だと思います。私もまだ長野県で調停委員になりたての1人でございますが、確かに離婚問題、夫婦間の調停とか家族間の問題等で、社会慣習のしがらみの中で女性の置かれている立場の弱さということをそのつど身にしみて感じている1人でございます。その意味でも婦人の調停委員の質の向上は、常に磨かれていかなければならないと常々思っているわけでございます。ただベテランであるがゆえに時代の変化とか婦人の生活変化への展望すら持たないようなマンネリ化を、みずからの律し方や研修などで打破することが重要な問題だと思います。そういう意味で私もこの会議を重要な自己への投資と心得て出席いたしております。先ほど先生から調停委員も皆さん方の手で推薦できるというようなことをお聞きしたわけでございますけれども、行政への婦人の参加の面では、婦人団体とかあるいは婦人の方々の声を反映させて行政に参加するとか、推薦するというような形での活動ができるわけでございますけれども、調停委員の推薦というのはどのような方法でしたらよろしいのかお教えいただけますれば、今後の私どもの活動の中で生かしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

小玉 それでは次に男性の方どうぞ。

傍聴者8 男女平等について質問いたします。男女平等ということは社会主義ではなく、日本のような資本主義の国でもはたしてかち取ることができるのかどうか伺いたいと思うのです。私は実はソ連に抑留されていて、社会主義国の男女平等という姿を見てまいったものでございますから……。

小玉 日本で男女平等がかち取れるかどうかという大へんな問題を出してくださいました。最後にもう1人どうぞ。

傍聴者9 私も男女平等の原点になるものはやはり教育で、それも幼児教育からだと思いますが、男女の本質的平等というものとそれから男女の特性の違いから来る平等、さらにそのかみ合わせなど、社会通念を考える時に、われわれの価値観の基準をどこに置けばいいのか、その点を松原先生、渡辺先生にお伺いしたいのですがいかがでございましょうか。

小玉 男女平等についての本質的な平等ということと男女の違いという基準でございますね。それではこの辺でひとまず会場からの御質問等を打ち切らせていただきます。

後藤　ではまず渡辺先生への御質問に対してお答えいただきたいと思います。一つは、女性の社会が進んでいけば男性の社会化はどうかという問題、それから離婚の慰謝料をプール制にしてはどうかという話、3番目に調停委員の質の話、次に男女平等の原点について、本質的な平等ということと男女の違いということについてどういうふうに考えるかということでございますが、よろしくお願いいたします。

渡辺　それではまず、慰謝料10万、20万と申しますのは、何の統計によるものでございましょうか。いつごろかの家庭裁判所のものでございますか。

傍聴者6　そういうはっきりしたものでございませぬ。たしか新聞か何かでみたと思います。

渡辺　その新聞はどこからデータをもってきたのかちょっとわかりませんが。私ども事件を扱っておりまして、10万、20万ということはほとんどないです。もちろん1万、2万しか出せない人もあります。それは例外でございまして、そんな低い金額ではございません。私どもが個人的に扱います事件では相当高い金額の財産分与、慰謝料というものが支払われることが多いです。そうした額をあまり出せない方々が家庭裁判所に持ち出す場合が多いわけですね。もちろん家庭裁判所で1億、1億以上の財産分与をおもらいになる方がございます。しかし、そういうものは例外で、2人の間でどうしても額の相談ができないというような場合は、そんなに出せない方の場合が多いわけですね。ですから家庭裁判所の統計をごらんになって、これぐらいでもって離婚できるのだと男の人がいい気になるのはちょっとおやめになっていただきたいし、女の方が舌うちするのもおやめになっていただきたいと思います。

傍聴者6　事柄が事柄ですから、はっきり聞けませんけれども、友人や知人などでそういう事柄にあった場合に、さりげなく「慰謝料はどのくらいもらったの」と聞きますと、何ももらわないという方も多いのです。ですから、やみからやみに葬られる例のほうが実際は多いのではないかと思います、10万とか20万とか、あるいは嫁入りのときに持ってきた道具を全部返されるだけで終りになるというのを確かに以前読んだものでございますからお伺いしました。

渡辺　そういう記事もちろん私ども拝見いたしますけれども、ただ現実的に、もうもらわないでいいから別れるだけでよろしい、という方もいらっしゃるのです。とれるものならとりたいという場合にも、相手が出さないと主張し粘り通してどうにもならないとなれば、女の方のほうが生れをきらしてしまい、もう何にもいらないと諦めてしまわれることも相当あります。家庭裁判所では、離婚する当事

者の一方が、他方にあすからの生活に困るというような場合には、借金してでも持ってこさせて払わせます。ですけれども、もらえなかったから、額が少なかったから、それで女の人の立場が不利だというふうに、いちがいに私は言えないのではないかという気がいたします。

それから先ほどのユニークなプール制の問題、これは大へん皆さんの間に連帯意識が発達しておりますとなかなか実現不可能な問題だろうと思います。いまのような利己主義の社会ではとてもとてもむづかしいだろうと思います。ですからやはりお金を持っている間だったら粘りに粘るということが大切なことです。もうちょっと粘ったと思うのにあきらめておしまいになる方がおありになるので、私もが残念に思うことがあるのです。

それから調停委員の方のことでございますが、おそらく長野のほうでもほかのところもそうだと思いますけれども、調停委員の研修というのを行なっていच्छるのではないのでしょうか。研修に男性の方は出席率が悪いのですが、女の方は大へん勤勉にお出になって勉強なさいます。そのプランを立てますのも、調停委員の方たちが会をおつくりになって、そこで自分たちの手でなざる場合が多いわけですから、ほんとうにいい研修ができるように心ある方がプランをお練りになって質を高めていくということを努めてやっていただきたいと思うのです。

それから調停委員の推薦でございますが、婦人団体やなんかから推薦をしてくれというふうに私も頼まれてすることがあると思います。おそらくいろいろな方面にいい方を見つけていただくような推薦方を家庭裁判所からお願いすることでしょう。ですから婦人団体やなんかで一つの団体から1人というふうでなくて、いくつかの団体が協力していい方をこの人はどうしても入れてくださいという強い形で推薦なさいますれば、私は採用していただけるのではないかと思います。その推薦なさる方は、ほんとうに皆さんがこの方ならばというそういう推薦をなさることが大切だと思います。

後藤 ありがとうございます。松原先生どうぞ。

松原 私のほうには、男女不平等的な形で女性の社会化が行なわれているのに対して、男性側の社会化というのはどうなっているのかという御質問でございましたけれども、私は、男性の社会化ということがあり得るかどうかわからないのですが、例えば、男の子が成長する過程の中で、実質的に性に対する差別的な感覚とか差別的な生活様式とか生活行動とかいったことを身につけていくということを男性の社会化というふうにおっしゃったとすれば、その限りにおいての男性の社会化というのは、かなり早い段階にあるだろうと思うのです。それは生まれてくる瞬間からあるわけですね。そういうことをこの前婦人記者の方が言っておられたのですけれども、新聞の大きな広告に、「でかしたまた男の子」、なんていう広告があったというので、男の子ならでかしたと言って女の子ならがっかりするというお話がさっきございましたが、そういった意味ですでに生まれてくる前から今度生まれてくるのは男

の子であってほしい、女の子であってほしいという形で、むしろある意味では家的な体系を前提にした期待がかかってきて、子供のときからそういう育てられ方をすることは確かなことなのですが、それでいながらも一つ問題なのは、近ごろの考え方の中で、かつてよりは男女の社会化の仕方の区分がむしろ不分明になるような形で、しかし実質的には家庭の中で行なわれている男女の不平等をそのまま継承させているということがあるのではないか。かつては村落社会の中で、農家の生活の中で、成長の過程で、男の子なり女の子なりが、家業と結びつきながら家の中での役割割りといったものをはっきりと分担しておりましたし、そうすることによって人間としての生き方を身につけることをしてきたのですけれども、最近では、中学生であればよりよい高校に入ることだけが期待されていて、それ以外の家庭の中の家事一切が排除されるような形で子供が育てられているわけです。しかもそうしているお母さんたちが、観念の上では男女不平等に対する進歩的な考えを持っていながら、実質的には共働きの場合でも、日常生活上、お父さんはごろごろしてお母さんに家事を押しつけているというそういう生き方があるとか、あるいはお父さんお母さん同志、あるいは子供との会話の中で、女性蔑視的な会話が平気で出てくるといふ、そういうことそのものの中に問題があるので、きちんきちんとそれぞれの集団の中で、その集団を維持するのに必要な役割遂行をさせるようなことをしないで、それでいて体系化されない形で、逆に裏側の男女不平等みたいなものが身についていくという傾向。もし男性のほうの問題点があるとなれば、私はその辺にあると思うのです。

それから男女の特性、生理的特性とか肉体的特性を含めて、一体本質的平等ということ、男女特性の違いであるところの問題とどう理解したらいいのかということでございますが、それについては、私は、明確な結論が今日科学的にも出ていないとは思えないわけです。つまりよく一般に、これは男性だけがもつ能力であるとか、男性でなければできない仕事であるとかいわれている事柄がありますね。きょうアメリカの婦人局長さんがお見えで、いろいろ実践されておられる方ですけれども、私は現実にはそういうことがかなりの部分否定されるような条件はあり得るというふうに思っているわけです。それを機械的に、これは男女の特性に応じて分担すべきであるというように、すべて生理的特性に解消してしまう面がかなりある、それから日常の生活慣習でも同様でして、これは未開社会の研究などでも共通して言えることは、男性がより環境適応に機能的な仕事をし、女性がより、心理的な仕事をするという、そういう分け合い方というのは一般化されていることは確かですけれども、しかしながら、全く逆な民族だってあるわけです。たとえば女性のほうがより多く生産労働的な仕事に参加し、男性のほうはむしろ家庭を保持するような仕事に参加するような、そういう民族もあるわけです。そういう民族では、子供さんの遊びもままごと遊びやお人形さんでよく遊ぶのは男の子で、活発に暴れ回るのは女の子なのです。だから女の子だからお人形やままごと遊びが好きなのではなくて、そういう社会の文化的慣習体系が、そういうふうな形で子供を育てることがその社会ではノーマルな形になり、したがって結果として子供がそういう成長の仕方をするということですから、私はこの本質議論に関してはちょっとここで即

答する能力を持たないのですけれども、しかし検討していく中で、特に女性の社会的進出、特に職業進出といったことを前提に考えた場合に、肉体的、生理的条件ということできめつけてしまわれぬものとたくさんの方があると思います。あまりお答えになりませんが、……。

それからまた、先ほど資本主義社会の国においては、男女不平等は解消できない、社会主義国にならなければだめだとおっしゃった御意見ですが、私は男女平等の問題というのは基本的人権の問題だと思うのです。つまり基本的人権として、人間として、単なる男であるか女であるかということだけで初めから差別されるような条件があることが問題なのであって、基本的人権を保障することを指向する社会は、資本主義であろうと社会主義であろうと体制のいかに問わずあり得るわけで、私は資本主義社会の中にも基本的人権が保たれることは十分可能だし、守るような社会慣習がつくれると思っているので男女不平等が解消しないとは思っておりません。その点だけをつけ加えさせていただいて終ります。

渡辺 私も非常に簡単に考えているのですが人間としての平等、いま松原先生がおっしゃった基本的人権としてということと同じことになるだろうと思いますけれども、人間として平等ということで、男の人だから家事をしてはいけないとか、男の人だから板前さんになってはいけないとか、それは低いもののように考えるということはない、だれが何をしようと自分の特性に応じて自由にやっていけばいいのだという立場に立っています。それを私は本質的平等ととらえています。

後藤 会場の方はまだ御意見をたくさんお持ちでいらっしゃると思いますが、時間の関係で先へ進めさせていただきます。

ただいままでは、男女の平等を阻害しているような慣習の実態とか背景についてお話を展開していただいたのですが、それではこれをなくしていくためにどうしたらいいかということで、なくすために必要なこととができること、しなければならないことなどについてお話を進めさせていただきます。まず事例発表者の3人の方に伺ってまいります。午前中の発表の中でも一部のべられた方もございますが、差別的な社会慣習をなくしていくためにどうしたらいいのかという方策などについて、どんなふうにお考えになっておられますか、福士先生からどうぞ。

福士 たとえば民間信仰で、女性が船に乗れないという場合に考えますのは、それに従わなければその地域で生活できないということになりますと、では船に乗るのがいいのか乗らないのがいいのか、そういうような根本的な問題が出てくると思うのですね。それからもう一つは、そういう民間信仰と漁業従事者との関連を、われわれはどこまで問題にできるのか、例えばそういう信仰の中でもし男女の差別とか基本的人権の阻害ということに気がつかないでくり返している方がいるとするならば、そういう信仰と基本的人権の問題、それと職業の問題をどうからませていくかということとはちょっと難しい問題

で、私自身は壁にぶつかっているところでございます。

小西　私は、無意識の社会慣習をもう一度自分たちが見直してみて、それを繰り返しているということを問題提起をすることが一番身近かで確かなことではないかと思います。

後藤　福田さんどうぞ。

福田　やはり一人ではできない、そしてまた一団体でもできない、やはり地域社会の婦人たちが手をつないで婦人自身の意識を掘り起こし取り組んでいくことが大切ではないかと思います。それからそのような空気がかもし出される中で、男性の理解と協力が得られるような地域社会をつくっていくということも大切な条件ではないかと思っております。

後藤　それでは松原先生お願いいたします。

松原　男女差別の問題をどう乗り越えていくのかということはいへんむずかしい問題で、簡単に答えられない問題なのですが、こういうふうなことから答えてみたいと思います。総理府がおとし行ないました意識調査で、男女の地位の平等のためにはどういう方策がいいでしょうかという質問が入っているのですが、その答えの高いほうから回答を見ていきますと、第1は古い封建的な慣習をなくすことで、女性が37%、男性が35%、3分の1以上の方が、古い封建的な慣習をなくすことを選んでおります。それから第2番目に高かったのは、男性の理解と協力を得ることで、これが女性が34%、男性29%。そのほかに、たとえば女性が積極的に教養を高めることというのがあります。ところで、その一つ一つについて少し検討を要するのではないかと思うので、私の考えを申し上げます。

第1に、古い封建的な慣習をなくすことをあげられたことは、私はきょうの福田さんの御報告などを通しても言えることだと思いますけれども、このような社会的な慣習をこの婦人の運動の中で取り上げているということは、封建的なものとして、今日、本来は形骸化しているはずのものがまだ残っているのだからぬからこれを一つ一つ具体的に取り除くという問題であろうかと思うのです。けしからぬというだけでなく、先ほどフロアからの御質問がありましたように、当事者は、つまり地域の青年団体とか若い女性の方たちは具体的にこれをどう考えているかということです。慣習というのは、先ほど申し上げたように、私どもの日常の何げない生活の中でやっている事柄なのです。従って小西さんもおっしゃったように、日常生活の中で一つ一つまず乗り越えること、それ以外に方法はない。古い慣習だから悪いというだけではどうも解決つかないのではないかというふうに思っているわけです。たとえば日常子供のしつけをするときに、夫と妻の間で交わっている会話、また、夫が妻に対して何げなくやっていること、そういったことが子供の中に蓄積して、実際にそういう習慣を再生産し社会的に保持させているわけです。地域社会の場面の中でも同じだと思うのです。先ほどの事例でだされた村仕事の男

女不平等でも村仕事それ自体を婦人自身が日常生活の中でなぜ問題にしなかったのかということが当然問題になると思うのです。そういうことが解決の第1の方法で、抽象的に古い慣習だから取り除こうというスローガンだけではだめで、自分たちの問題として、身の周りのことを具体的に一つひとつ取り扱わなければだめではないかと思うのです。

それから第2番目は、男性の協力と理解という話がございましたけれども、これはたしかに男女差別ですから、差別をしているのは男性以外にないわけですが、しかしながら、男性にそういう行動様式だとかことは違いを保持させているものは、やはり社会全体の慣習体系なのであって、たとえば婦人記者の方々が、新聞の記事の女性の扱い方について問題を指摘されて論文などお書きになっていますし、それから新聞記者に対して抗議書などを出しているのですが、そういった場合に、男性の記者が、女性は結局本来そういうものなのだからという先入観に立って書いたような記事、その記事を読む側がそういったものを期待したり、そういったものをあたりまえだとして受け入れるような条件をつくっているから、新聞のほうとしてはできるだけ多くの人が見てくれるように、売れるようにつくってしょうから、そういう結果をもたらしているのであって、男性記者の理解だけで解決する問題ではないだろうというふうに考えるわけです。ですから、男女双方の相対的な関係でつくり上げている行動習慣というものを、それぞれの場面場面の中で、その社会のあり方を前提にして解決していかないと、男性一般の協力とか同意、それだけでは解決しないだろうという気がするわけです。

後藤　それでは、もう一度小玉さんにマイクをお渡しして、会場から御発言いただきましょうか。

小玉　ただいま先生方の御意見を伺いましたので、今度は皆様方からの活動の実態報告と、それから男女差別が実際に行なわれている場合に、それをどうやって解決していくことができるかという提言をお聞かせいただきたいと思います。

傍聴者10　男女平等と社会習慣を見直そう、これはたいへんな重大問題でございまして、私が数年前、こういうテーマが出ない以前の時でしたが、私の地域社会に非常に悪い習慣が残ってしまって、その習慣がもとで町議会のような小さな選挙のときには町が二つに分かれて大げんかするというような、見ていられない惨状がありました。その原因は何かと、突きつめて私ども婦人が考えてみたときに、それは神社のお祭りから出発しているということに気がついたわけです。神社の運営がどうなっているのかをつぶさに調べてみたところが、村のいわゆる有力者数名が主になってその神社の運営を行なっているから、せっかくそこに町の神社があるにもかかわらず1人の氏子もいない、ただ数人だけの独善的な神社にすぎなかったわけです。これでは総代になっている人たちが町の有力者あるいは議員さんたちであれば、当然その中で町会をひくくろめての戦争みたいなことが選挙のたびに大げんかするということがわかりましたので、私もほんとうに村八分を覚悟してもそれを改善しないといけないと思ひまして、数人に諮りまして神社を全く昔のとおりの氏子制に改善しようと思ひまして、夜電柱に張り紙をして回りま

した。こういうふうにしなければ町は明るくならない、私たちの神社だから私たちの手に戻しましょうと、そのためには町民一人一人が氏子になっていかなければいけないんだからという趣旨を書いて夜中にそれを張り出すと、またそれを剥がされる、そういうことを何年か繰り返しようやくそれができ上がりました。

それが根本的にでき上がったのは、町の若い青年たちを私たちの陣営に取り入れたので、その青年たちが応援してくれまして会合を開くたびにテーブル取って、この前の会合のときにはこのとおりだったからこれをもっと前に進めようということで、青年たちも非常に協力してくれまして、その間ちょうど4年か5年かかったかと思いますが、結局今日町民一人一人が氏子になりまして氏子料1年150円あるいは100円、50円というような3段階に立てまして、年間120万円ぐらいの予算を立てて、非常にきれいに子供を中心にした祭りを営んでおります。その後、町会も非常に大きくなりましたので分かれていま二つの町会にはなっておりますけれども、自然と町会内のほうもきれいにスムーズに運営されておりますので、その点御報告させていただきました。

それからもう一つあるのです。できることなら渡辺先生に質問したいと思っていたことなのですが、先ほど熊本県のほうから足入れ婚のお話がありましたが、そのような問題が今日でも行なわれているということは、私は何か法律違反があるような気がするのです。と申しますのは、両性の合意によって足入れ婚をしたのならそれはいいかもしれませんが、両方の家同士でもってお仲人さんがきめて、結局若い2人を納得させて——納得というよりも、いやでも応でもそういう条件でもってそのような性関係を持ったとするならば、そこのところに非常に法律的に問題があるのではないかと思いますので、この点をちょっとお伺いしたいと思います。

小玉 どうもありがとうございます。神社をお祭りするということに係って、地域の慣習を改善させた活動。それから足入れ婚に法律違反があるのではないかという御質問、これは後で渡辺先生に何うとして、次の方お願いいたします。

傍聴者11 熊本の婦人協議会の者でございますが、ただいま松原先生が私ども尻助金の是正の活動について、御感想や御意見をお話下さいましたが、この点について申し上げたいと思います。一つはそういう問題を自分たち一人一人の問題にしますと、やはり地域で村八分のようになったり、「あすこの女房は」ということで外へ出て行けなくなるという状況があるところから、1人ではできないということでだんだん広がってきて、協議会で皆んなでいたしましようということになったのでございます。また、尻助金をきめますのは、行政のほうできめるのではなく、区長会のほうで取りきめますので、その指導方を行政のほうにお願いしているわけでございます。

それからもう一つの点として、金額のことをおっしゃいましたけれども、金額の差は2,000幾らとか小さいものは300円までいろいろございましたけれども、私たちが問題にしたのは単に金額のことではございませんで、差をつけることによって女を半人前とする、たくさん働いても女であるが故に一人前と見ないということを問題として取り上げたわけでございます。

る点といたしましては、そういう戻助金の問題とか区役に出るというようなことは行政で行うのではないのではないかというお話が出ましたけれども、私どもの活動といたしましては、社会慣習による男女差別をなくするという点を焦点とするということでございまして、そのこととは別でございまして、この点、申し上げたいと思います。

傍聴者12 話がちょっと逆戻りいたしますが、たまたま私は群馬で人権擁護委員をやっておりますので、熊本の方にちょっとお伺いします。きょう配られました資料は熊本婦人少年室のお調べのようですが、公職参加状況の中に残念ながら人権擁護委員が入っておりませんので、ちょっと遺憾の意を表したいと思います。と同時に私は調停委員もやっておりますが、同じく調停委員も出ておりません。入っていないのを責めているわけでもございませんが、特に人権のほうは今年の12月に第29回人権週間を迎えるという長年の委員会でございますので、できたら載せていただきたかったなあという感じがしている次第でございます。

次は私の一つの経験談と申しましょうか、私の持論といたしまして、女性の地位の向上、男女平等を勝ち取るためには、一つは婦人みずからの修養、教養を高めることは申すまでもないことですが、それから外部に向かっては、これは熊本の方もおっしゃっていましたが、行政への働きかけということも必要だと思います。これで成功した例でございますが、私ども婦人団体は数年来婦人の教育委員がぜひ出てほしいということで働きかけてまいりました。その結果、市にも入れていただいて婦人の教育委員ができたのでございますが、一期だけで終りになりました。そこで婦人団体で市政研究会を銘を打ちまして、市長以下行政のお歴々を並べて市政に対する質問や要望を毎年出してまいりました。なぜ婦人のせいかく勝ち得た教育委員を首にしたのかということを強く詰め寄りました結果、市長からぜひ次回には何とか考えるからという約束を取って、今年の5月群馬県下で初めて婦人の1日議会をやりました。そのときに私は議員の1人としてまたそれを強く市に要望いたしました。市長はその約束を守ってくださいまして、9月の議会に婦人の教育委員を選任していただいたという実績がございますので、一つは婦人がみずからを高めると同時に行政に対する働きかけも必要なのではないかという実験談の一つとして申し上げました。

それから、関東人権擁護委員の婦人部会で8月、夫婦財産制についてアンケートをやりました。そのデータを東京都の場合と群馬の場合でその数字を比較して見ますと、例えば、「夫が借金をしたその穴埋めは妻がやる必要があるかどうか」という質問に対して、東京都の数字と群馬の数字は大へん違うのでございます。それにつきまして法務局の課長さん曰く、「やはり群馬の婦人は人情深いですね」というふうにおっしゃったのですが、私は、「いやそうではなくて、群馬の婦人のほうが法律的な勉強が足りないのだ」というふうに申し上げました。やはり男女平等を勝ち取り婦人の地位の向上をはかるために日々女性みずからが精進すると同時に、男性側に対しあるいは行政側に対して声を大にして協力を呼

びかける、これが必要でないかということをも身をもって体験いたしました。

小玉　どうもありがとうございました。行政に働きかけるとか婦人自身がよく勉強することが大切だというお話だったと思います。ちょっと見まわしましたところ、大へんお若い方もいらっしていていると思います。御発言はどちらかという年配の方が多ようですから、若い方でどなたか御意見はございませんでしょうか。

傍聴者13　徳島で婦人問題に取り組んでおります。昨年は男の役割り、女の役割りについて徳島の婦人の意識調査をいたしました。その中で職場、家庭、男女の地位の差、社会通念やしきたりの面という四つの点で、男女の平等観を調査いたしましたが、社会通念やしきたりの面での不平等観が全国平均を大きく上回りました。本年の婦人週間テーマが特に社会習慣を見直すということに重点が置かれておりましたので、私たちは社会通念やしきたりの面での不平等をなくすために意識の向上に取り組むこととし、2回の対話集会を開き、さらに他の婦人グループとも1回同じテーマで対話集会を開きました。ところがこの問題は非常にむづかしいわけなのです。それは何故かという、慣習ということを広辞苑で引いてみますと、(1)ならわし、なれ、習慣、風習、(2)ある社会の内部で歴史的に発展し、その社会の線に一般に広く承認されている伝統的な行動様式、(3)癖とあります。社会慣習というのはすでに私たちの血となり肉となっているために、まず不平等ということすら感じていないわけ。たとえば婚家に参りますのに台所口から入るということなどが出ましても、「まあ養子の場合には婿も台所から入るからいいのではないか」ということで、全国平均よりも圧倒的に肯定的な数字の差がでておりましても不平等だということはあまり感じておりません。それで実は徳島婦人少年室ともに約1,300名のアンケートしたわけです。そういうことをしなければ不平等ということを皆が気がつかないわけでございます。

その質問事項に、男女平等を阻害する慣習例にマルを入れよということとった結果、(1)「嫁入道具の披露」というのが3分の1、29.3%ありました。(2)「夫の死亡時の喪主は妻でなく長男になる」というのが5分の1、19.6%、(3)「家庭と教育の男女差」13.6%、(4)「婦人は役職についたり会長になれない」13.4%、(5)「結婚式当日、花嫁は婚家へ台所口から入る」11.5%、(6)「部落共同作業の労賃の男女差」8.5%などでございました。次に「戦後強くなったのは女性と軀下とよくいわれるが、それについてどう思いますか」と男性がよく使うことばを聞いてみたわけです。その結果は、「ほんとうに強くなった」25.3%でこれは高齢者の方が多いわけです。「わからない」は10代、20代の人が多く、非常にしらけた答えを出しました。「男性の皮肉」23.2%、「気にしない」23.6%、これは30代、40代の中間の人たちで、非常に冷静に受けとめているという世代の差が出てきたわけです。「男女平等ということばから、あなたは何を考えますか」という問には、「男女平等はあり得ない」が5分の1の20.2%、「理想として実現させたい」53.6%という結果で、こういうふうに変現させたいと

いう気持ちは大いにあるわけです。「一部の人が言うだけで関心ない」14%、「わからない」7%、「不明」5.3%でした。実現させたいと答えた過半数を私たちはじみちな地域社会が働きかけなければならぬと思っております。次に平等の方法はどういうふうにすればいいか」ということは、(1)が「男性の理解と協力を得ること」45.8%、これは該当する方法にたくさんマルを入れておりますので、合計は100を超えます。ところが松原先生が先ほど、はたして男性に頼っていいのかどうかとおっしゃった、それが第1の回答になっていることに、私はお話を伺っていてショックであったわけです。それから2番目に、「古い封建的な慣習をなくすること」39.9%、「女性がもっと政治的社会的な活動に参加すること」27.7%、「女性が積極的に教養を高めること」27.5%、「女性が権力を持つこと」23%などでした。最後に、婦人少年局が昭和27年と47年の2回、「もう一度生まれかわったとすると女に生まれたいですか、男に生まれたいですか」という質問をしておりますが、その2回とも約半々で「男に生まれたい」、「女に生まれたい」という回答が出ておりました。私ども今回それをためしてみましたところ、「男に生まれたい」、「女に生まれたい」、「どちらでもよい」という三者が3分の1ずつを占めたわけです。これらの結果を考え合わせながら、私は社会慣習を改めるということに取り組む中から結局は女であることの喜びをさらに向上させたいと望んで、地域でじみちな運動に取り組みたいと念願しております。

小王 どうもありがとうございました。次の方どうぞ。

傍聴者14 神奈川からまいりました。私の住んでおります市は藤沢市と申しまして人口28万ぐらいの都市ですが、市議員の数が44名中女性が6名おります。この6名というのは一べんに生まれたのではございませんで、1期、2期、3期と期を積み重ねるごとに6名になった。この現象がどういう影響を及ぼしているかといいますと、先ほどから話題になっております行政委員会への婦人委員の選出につきましてかなり大きな発言力を持っております。たとえば教育委員、選挙管理委員、民生委員という形で、女性をどんどん入れなさいということの発言が大きな力となって出てまいりますし、また管理職は女子もどんどんつけなさいという形で目を光らせながらやっている現状があります。結局私どもの場合は行政委員に女性がふえるということは、女の議員がふえたからそうだったので、これは相互に相関関係を持ちまして大へん意義のあることだろうと思います。そういう意味で選挙という大へんきびしい現象の中で、なれない議員ではありますが、女性が積極的にそういう場に出ることによって、総体的に地域社会における女性の発言力を強めるということに努力していくのがいいのではないかと思います。

小王 時間がなくなってまいりましたがどうしても発言したい方、どうぞ。

傍聴者15 松原先生にぜひお願いしたいと思います。先生のおっしゃったことを私は非常に共感を持って受けとめておりましたけれども、最後に先生は、婦人記者が新聞の記事についていろいろ意見を言ったり論文をまとめられたりしたことについて、一方でそういう記事が受け入れられているという実態があるからそれと対応させて考えなければならないとおっしゃいましたが、社会慣習というものを変えていくには教育とマスコミの力は非常に大きいと思うのです。社会慣習は皆さんがおっしゃっているように気がついた人が声を上げていくということが非常に大事だと思います。それでマスコミの力が大きいということを思いますときに、新聞報道あるいはテレビの報道の仕方、これは大へん問題だと思いますので、私はそのマスコミの例はちょっと背けなかったことと、ぜひお願いしたいのは、放送のニュースなどでも「父兄」と言っております。あれはやめていただきたいと思います。

小玉 どうもありがとうございました。

傍聴者16 渡辺先生にお伺いしたいと思います。私は会社勤めをしているのですが、私の会社にたくさん未婚の女性がありますが、男子は結婚するときに特別休暇を5日間いただきましてグアム島なりに新婚旅行に行行って帰ってきますと、皆が朝礼で拍手をして迎えるわけです。ところが女子の場合は結婚がきまっても、新婚旅行も取りやめて何とかしてこの会社に勤めていたい、そう思うのですけれども、「まあ形式的でいいから」というような工合で退職届けのようなものを書かされます。それで10日から20日ぐらいたちますと新しい人が入ってくるわけでございます。そこで渡辺先生にお伺いしたいのですが、この退職届を女子も書けと言われても男女平等ということでもそのまま書かないですって勤めに来るということとはできないものでしょうか。組合も何もない会社でございますので、その点をちょっと法律的にお聞きしたいと思います。

小玉 どうもありがとうございました。

傍聴者17 私はきょうの問題をちょっと反対から考えたいと思うのです。私は保育所と幼稚園を経営しております、幼児教育の立場から先ほど松原先生がおっしゃったように、女の人が外に出て働いて男が育児や家事をしているような社会では、子どもの遊びもそのようだとおっしゃることはまことによく背けまして、私どもは共稼ぎをしている若い夫婦に毎日うずまって生活してよくわかることは、共稼ぎを非常によくやっている家庭というのは、おれは男だから、女だからということでなくして、非常にスムーズに家事分担をやっていると思うのです。また幼児を育てるときにあるいはお孫さんがある方は孫を育てるときに、先ほど渡辺先生がおっしゃったように、人間としての平等ということを私は一番大事にしてもらいたいのです。「女の子だからおとなしくしなさいよ」と言わないで、もし運動神経

の上で幼児自体きかなかったならば、「そうよ、女の子だって男の子より強くなれるのだから」というような感覚で幼児を育てていくのも一つの方法で、もうできてしまった慣習を直すのには皆さんの努力はほんとうにすばらしいと思いますけれども、これから伸びる人たちのまわりが自分の立場から感覚を変えて育てることも一つの男女平等につながるのではないかと思います。

傍聴者18 私 は現在熊本県の未亡人団体に所属し、過去においても町会議員や県会議員をしたその経験を通して、婦人が政策の場の決定権を持っていくことの必要性をしみじみと感じております。ところが婦人の投票率は男性をずっと上回っているのに反しまして婦人の公職が伸びないというのが現状でございます。それについて私の経験を通して考えましたことは、私の当選には、婦人に理解のある環境、婦人を援助するという男性の強力な推薦を得たということが私の当選の一つの理由でございましたが、落選の理由はどこにあったかと申しますと、私自身でございました。それは、主人は町長になり、私は県会議員に立候補するという二つの選挙が同時に重なり選択を迫られましたときに、「町長さんのほうがよかばい」というのが一般世間の慣習で、主人は普段から「女だってなれなれ」というように私を励ましたにもかかわらず、私自身も明治育ちですから「やはり夫に従って夫を立てたらよかろう」という古い慣習で、私が立候補を遠慮したのがそもそも次の選挙の落選の原因になったわけでございます。したがって思いますことは、やはり婦人自身が自分で場所を得たならば勇気を持つことが必要ではないかと思います。私に続く者を二、三推薦したこともございますが、なかなかイエスと言わないわけです。その点で私はもっと婦人自身が男女平等に政策決定の場所を得るために勇気を持っていただきたいということでございます。

それからもう一つ、婦人議員がどうしてもこのように減っていくかを私の反省から申しますと、私を含め真に婦人の一人一人が問題点についての掘り下げ方が不足したのではなかろうか。掘り下げた問題を吸い上げて政策に持っていく力が乏しかったのではなかろうか、ということをお反省いたしております。したがって私が要望しますのは、きょうの熊本県の事例にありましたような掘り下げの実例を持ちながら、それを問題点とした代表を政策決定の場に出す、その勇気と実践が必要で、そのために婦人自身の教養の向上も必要でございますが、私はでき得べくは、やはり男性にも女性をこの社会のパートナーとして競争するというお考えの中で女性を応援していただきたいことをお願いして終ります。

小王 どうもありがとうございました。落選というきびしい体験の中から大へん貴重な御意見をいただきました。

会場の御発言はそれぞれ大へん貴重で、これからは皆さんの御参考になると思います。それでは後藤さんのほうに進行をお願いすることにいたしまして、会場のインタビューを終わらせていただきます。

後藤 渡辺先生と松原先生に御質問がございましたので、これをお答えいただきながら、最後に特に強調なされたい点などありましたら述べていただきたいと思います。

松原 まずおわびを兼ねて言いわけを若干させていただきたいと思います。御指摘いただいた二つの点のうちあとのほうから先に申し上げますと、御指摘いただきましたマスコミの報道の仕方については、おっしゃるとおりでございます、私の例のあげ方がちょっと悪かったと思います。私の言いたかったのは、男性一般女性一般の協力という形で問題を解消するのではだめなので、現実には広がっている慣習体系の中でどういうふうに男女が機能分担しながらこれを解決していくかというようなとらえ方をしないで、女性が男性にお願いするような形で協力をお願いするのではだめだ、ということと言いたかったのです。ただ婦人記者の記事の話をいたしましたのは、おっしゃるとおり新聞記事自体が世の中を動かす社会的な役割りを果たさなければならないということが確かなことなので、それをやる必要はないと言うつもりはなくて、そういった記事を受け入れている社会の慣習状況みたいなものを一体新聞としてどうとらえていくのか、それは新聞の営業政策まで含めて御検討いただきたかったという言い方をしなかったで、どうも説明の仕方が悪うございましたのでちょっと言い直させていただきます。

それから熊本の人から、私が村仕事や尻助金のことを誤解しているのではないかというふうにおっしゃったのですが、私自身誤解しているつもりはないのです。といいますのは、私はもともと農村の勉強をやっておりまして、村落共同体の中での共同体の機能の問題を勉強してきたのですけれども、ただ今日の状況のもとにおいてあいつたかつての村落共同体を保持する形で、しかも全戸網羅主義的な、あるいは一戸一労働的な形で拠出して村落維持のための定期労働をするということ自体が今日の社会的な状況の中で、例えば兼業化が進んでいるし、非農家も村落の中にふえているという状況を検討する必要があるだろう、そういうことを含めて考えていかなければならない事柄であるのではないかということと言いたかったことと、それからもう一つは、おっしゃるとおりこれはまさに村落自治の、つまり地域社会の一員が自分たちの生活環境を自分たちの力で保持していくいままでの形態であるわけですし、これから先もやはり形は変わっても保持していくことは決して村落自治にとってはなくなってはならない、コミュニティの連帯上どうしてもなくなってはならないことでありますけれども、ただそれを区長会全体で取りきめているということ自身が疑問なのです。本来それは個々の村落の中のしきたりとしてきめている事柄なので、それをある行政、市町村やあるいはもっと広い範囲などでの取りきめとして一律に男女差をつけるようなきめ方をするということ自身が問題なのです。しかしただそれであればあるほど、私は行政が——もちろん男女の賃金差やその背後にある男女の不平等を是正するという考え方は否定しないのですが、共同作業などを行政指導で一律に指導するというのが、私ははたして将来の地域社会にとってプラスかどうか疑問だ、ということをおし上げたかったわけですね。というのは、逆に言えば全面的に見ますと、全体に村仕事の体系がくずれておりますし、もちろん男女の差をつけるなんていうことは全

面的にくずれている傾向が高いわけです。その村仕事の体系を行政が指導して、県地区一律に今後も住民の意思と係りなく残していこうということを行政が認めるようなことになっては困るではないかということがあって、私も日常生活、家庭生活の中における体系というものに一体どの程度行政が介入すべきかということについて、住民や家庭の一員として考えていく必要があるのではないかと。もちろん行政が全然知らん顔をしていると言っているのではなくて、啓蒙なり指導者育成なり、そういったようなことはもちろん必要なのですが、行政が一律にこうすべきであるという指示を出してきめるような事柄かどうかということについて疑問がある、ということを申し上げたのでして、熊本で足入婚の実態調査をされたし、それから区役の男女差別是正運動を展開されている今度の運動自体は、私は非常に尊敬を申し上げておりますし、熊本というのは、二、三調査したことの経験から推察しましても、私は非常に強い勇気を持っておられる方々のおやりになった運動だと思っているわけです。ただそれを熊本流に今度は地域指令で一円に、県内の何か村の慣習をこうきめるなんていうことになっては困ると思いましたので、そう申し上げたのでございます。

最後にもうひとつ申し上げさせていだきたいと思いますが、男女不平等の問題の解消というのは、一番最後のお話にもございましたように、私はまさに勇気だというふうに思っているわけでございます。つまり心の中ではわかっていても、たて前の上で踏み切れないということがこの問題の解消を阻害していることがたくさんあります。たとえば足入婚のことだって、親もそんなことが必ずしもいいとは思っていないし娘さん自身もいいと思っていない。ところが世間の面子からいってそうせざるを得ないような悪い慣習がある。それは個人の努力では確かに簡単に解消できない問題でもあり地域全体の努力が必要なのわけですが、まず区民自身がそのたて前の面でも勇気を出して変えていくということが必要なのではないか。夫がなくなると、本来は夫が亡くなったことに対して悲しみを感じており、その夫を慰めたいという気持ちを持っているのは妻なのに、その妻は葬儀の喪主になれないでまだ幼い子どもが喪主になるというような慣習は、世間の批判を浴びても私が一番関係があるから喪主になるのだというふうにその妻自身のちょっとした努力で私はきめることができないことはないと思います。そういう努力を一つずつ積み上げていくことではないかと思います。

渡辺　簡単にお答えいたします。先ほどの足入婚に法律上問題があるのではないかとというご質問でございます。婚約は当事者が誠心誠意将来結婚するという意思が一致して初めて成立するものでございます。ですからもしもその意思を全く押えつけるような格好で足入婚が運ばれるといたしましたならば、それは無効でございます。問題は法律より以前のところにおそらくむづかしさがおありになるのではないかと思います。ですからいやいやながらも承知をしたということであれば、もうすでにそこに意思があるわけですから無効を唱えるのはむづかしいわけです。ですからあくまでも拒絶するという形でもっておやりになるということが必要でございます。

それから先ほどの結婚退職制とみられるようなことでございます。就業規則も組合もないような会社ですと、そこで就業規則をつくれなんて言ったら大へんなことになるだろうと思いますので、もっといい賢い方法を取りながらやりになることをおすすめしたいと思います。たとえば女性の勤務者の間でよく御相談になりまして、どうしても自分たちはこういうようなやり方をなくしたいというような相談がまともりましたならば、先ほどの私の話の中でもちょっと申しましたけれども、労働省がこれからの5年の計画をもちまして結婚退職制や若年定年制の問題を真剣になって企業に働きかけて取り組むということにしていってほしいと思いますので、婦人少年室にぜひ御相談にいらしていただきたいと思います。どのようにして会社に無理なく、あとにしこりが残ることなくいい解決できるかを一緒に努力していただきたいと思っています。

最後に、きょう皆さまはいろいろな方々からいろいろな事例をおききになり一緒に考えたわけですが、自分がこれから帰っていったって何をしようかということをおそらく胸のうちに抱えているんじゃないだろうと思います。その地域地域で私はやり方が違うだろうと思うのです。ですから一つのことを参考にする場合でも、自分の地域ではどういうやり方ができるかということをしつくりと話し合った上でスタートするように、ぜひ心していただきたいと思います。先ほど申しましたように、人間を大切にすることこそ、私たちはこれをするのだという、その原点をいつでもしっかり踏まえていただきたい、ということを切望いたします。

後藤　　どうもありがとうございました。男女の平等を阻害する社会慣習は根深くてそう簡単になんかこうすることができません。けれども、私たち女性自身も無意識のうちに繰り返している傾向があるので、もう一度見直して考え、そして少しずつでも改めていく方向に向かっていくようにしたいと思います。きょうはどうも長い間ありがとうございました。